

NPOかながわ総研

特定非営利活動法人

かながわ総合政策研究センター

研究と資料

Soken Report

Study and Data

横浜市中央区不老町2-8-8 不二ビル604号
 TEL045 (662) 9839 FAX (664) 7920 F231-0032
 E-mail: npo-soken@blue.ocn.ne.jp
 HPアドレス http://www6.ocn.ne.jp/~k-soken/
 口座 郵便振替 00250-9-7135
 横浜銀行横浜市庁支店 普317-1140426

目次

- ◆巻頭言・集团的自衛権行使容認反対の国への意見書をめぐって
 NPOかながわ総研理事 平野 高士 1
- ◆2014年7月26日県民連絡会第33回夏季討論集会基調報告
 黒岩祐治による神奈川県政3年間の歩みと今後の課題について
 県民連絡会事務局長 神田 敏史（神奈川県職労連） 3
- ◆いのちに「市場原理」、医療格差をもちこむ「国家戦略特区」
 NPOかながわ総研正会員 小畑 一 12
- ◆神奈川最賃千円裁判傍聴記（十六）
 下山 房雄（かながわ総研元理事長） 18
- ◆第27回全労連大会傍聴記
 岡本 一（かながわ総研理事） 21
- ◆**活用資料** 2014年全労連大会における神奈川労連の修正案、発言等 23
 - ◇活用資料-1 全労連第27回定期大会における修正案提案と議長立候補についての総括
 - ◇活用資料-2 全労連第27回大会方針案に対する意見について
 - ◇活用資料-3 第1号議案 2014年～2015年度運動方針に対する「修正提案」
 - ◇活用資料-4 福田神奈川労連副議長の発言
 - ◇活用資料-5 住谷副議長の発言メモ
 - ◇活用資料-6 山田事務局長の修正提案や議長立候補への対応表明
- ◆新着寄贈図書資料・NPOそうけん Information 41

NPO かながわ総研

（特定非営利活動法人かながわ総合政策研究センター）


 巻頭言

集団的自衛権行使容認反対の 国への意見書をめぐって

NPOかながわ総研理事 平野 高士

昨年9月に葉山町議会で『集団的自衛権』を認める憲法解釈の変更に反対する意見書」が採択された（賛成7人、反対6人）のに続き、12月には座間市議会で「集団的自衛権行使を容認する解釈改憲を行わないことを求める意見書」が可決され（賛成11人、反対8人、退席3人）、今年3月には大和市議会で「集団的自衛権行使容認に反対する意見書」が採択された（賛成14人、反対13人）。

今年6月議会でも、集団的自衛権行使容認に反対する意見書が3つの議会で採択され、県内地方議会での反対意見書採択は6議会にのぼった。

三浦市議会では、「集団的自衛権行使を容認する解釈改憲を行わないことを求める意見書」が公明党も提案者になり賛成10人、自民系2人が反対、自民が2人退席し、採択。

大磯町議会も「集団的自衛権に関する憲法解釈の変更に反対する意見書」を賛成8人（公明を含む）、反対5人で採択した。

鎌倉市議会は「集団的自衛権行使を容認する解釈改憲に反対する意見書」を賛成14人、反対7人、退席4人（公明3人含む）の賛成多数で可決した。

いずれも、従来の政府の立場を述べたうえで、「日本の『自衛』とは無関係で、なおかつ海外で戦争をする国となる集団的自衛権行使を容認する憲法解釈の見直しは、立憲主義の立場から行わないよう強く要望する」（三浦市議会）、「集団自衛権は他国を守ることになり、これまで政府が国内外に示してきた立場を変えることになる」（大磯町議会）としている。

このほかにも、6月の小田原市議会で「集団的自衛権について慎重な審議を求める意見書」が、賛成19人、反対7人で可決、藤沢市議会では「立憲主義に反する集団的自衛権の行使容認について慎重審議を求める意見書」が全会一致で採択。茅ヶ崎市議会でも「憲法解釈の変更による集団的自衛権の行使容認について、慎重審議を求める意見書」を賛成18人、反対9人の賛成多数で可決した。

一方、採択に至らなかったものの、集団的自衛権行使容認反対の共同とその条件が確実に広がっている。

横須賀市議会では、27の市民団体が共同して取り組んだ「特定秘密保護法廃止の意見書提出についての請願」「集団自衛権行使反対の意見書提出についての請願」が委員会で審査され、日本共産党、ニューウィングの2人の賛成に対し、新政会、公明党、自民党、研政、無所属クラブの7人が反対し、賛成少数で否決されたものの、日本共産党3人を含む9人の議員がこの請願の紹介議員となった。市民の共同の広がりと言名がそれぞれ4,000人以上にのぼっていることが背景にある。

綾瀬市議会でも、保守新政会7人、公明党4人、無会派1人計12人の反対、7人の賛成で意見書は否決されたが、意見書提案は日本共産党の2人のほか3人の議員が加わり、計5人の議員が行った。公明党は、何の意見表明もしないまま、意見書に反対して、葬り去ってし

まった。

中井町議会では、日本共産党議員ともう一人の無所属議員と計2人が共同提案し、賛成3で否決されたが、今後も一致点で共同する展望が開かれている。

厚木市議会では、平和民主革新をめざす厚木懇談会が提出した「憲法解釈の変更によって集団的自衛権の行使を容認することに反対する意見書」を国に提出することを求める陳情が委員会で審査され、賛成2人、反対4人で不採択になったが、この委員会は日本共産党議員がいないなかでの賛成2であった。

寒川町議会でも、賛成5人、反対11人、棄権1人だったが、日本共産党議員3人のほか、民主、社民の各1人が意見書採択に賛成した。

このほかの議会でも、意見書採択には至らずとも、さまざまな攻防があり、そのなかで、集団的自衛権の行使容認反対の共同が広がっている。

どのメディアの世論調査でも、集団自衛権行使容認はどれも5割から6割の国民が反対している。

「海外で戦争する国」に日本をつくりかえようという、日本の戦後のありようを根本から変える安倍政権の暴挙に、草の根から反撃とその条件が広がっている。

2014年7月26日県民連絡会第33回夏季討論集会基調報告

黒岩祐治による神奈川県政3年間の歩みと今後の課題について

県民連絡会事務局長 神田 敏史（神奈川県職労連）

目次

- 1 はじめに
- 2 黒岩祐治氏の「思い込み」による県政運営
- 3 3年間の仕上げの年、2014年度の予算・行政運営に見る黒岩県政
 - (1) 2014年度予算と人員の概要
 - (2) 緊急財政対策本部は解散。2013年度決算見込み実質的に700億円超の黒字。
 - (3) 「社会保障と税一体改革」はどこへ
 - (4) 「緊急財政対策」にあげられた市町村・団体補助金、県有施設等の動き
 - ① 市町村補助金について／② 団体補助金について／③ 県有施設について
 - (5) 教育をめぐる動き
 - (6) 県民要求に対する対応について
 - (7) 「集团的自衛権」「オスプレイ厚木配備」「原発再稼働」「核兵器廃絶」に対する対応
- 6 国家再興戦略に基づく「国家戦略特区」に呼応した黒岩県政の動き
- 7 「ICT化推進」「ヘルスケア・ニューフロンティア推進局設置」に象徴される黒岩知事の県政運営
- 8 黒岩祐治氏による県政運営をどうみて、どうかえていくのか。

1 はじめに

2011年4月。東日本大震災直後の統一地方選挙で、自民党・民主党の支持を受け誕生した黒岩県政。実質的にはオール与党に近い神奈川県議会の議会勢力の中で、この3年間県政運営を行ってきた。

外務官僚の内山岩太郎氏、自治官僚から副知事となった津田文吾氏、横浜国立大学教授だった長洲一二氏、大蔵省・環境庁官僚の岡崎洋氏。県議会議員・国会議員を経た松沢成文氏。官選から公選となった戦後の神奈川県知事は、いずれも行政経験や議会経験、行政を対象として学識経験など、県政や県民生活にかかわる仕事を経験してきた者であった。

しかし、黒岩祐治氏は、知事選挙直前の1年半は国際医療福祉大学客員教授として医療分野での国審議会委員等を勤めた期間はあるものの、実質的な経歴はフジテレビキャスターである。神奈川県政には全くゆかりのない者であると同時に、政党推薦はあったものの既存の政党色政治色は明確ではなく、マニフェスト選挙が普及するなかで、公約として掲げた「脱原発にむけたソーラーパネル200万戸計画」（200万戸は当選直後に撤回）「いのち輝くマグネットかながわ」も具体性が極めて乏しいものであった。

こうした中、黒岩祐治神奈川県知事は、マスコミでの顔はわかるが県政の場面では「未知数の者」として登場することになる。

2 黒岩祐治氏の「思い込み」による県政運営

神奈川県知事になった当初から、黒岩祐治氏は、選挙中に掲げた公約と関連して「太陽光を中心とする再生可能エネルギー活用事業」と「健康・医療・介護政策関連事業」を地域の産業活性化として積極的に推進するとともに、庁内改革として、県職員に「プレゼンテーション能力の向上」を求めながら、県庁活性化として経験の短い若手県職員からの直接提案型行政の推進。そして、県庁活性化は自ら率先してAKB48の「恋するフォーチュンクッキー」を広げることになる。

もともと県行政の置かれている状況や課題を、「よそ者」（氏自らの発言）の黒岩氏が多くを知ることではなく、自ら知識経験を持ち、あるいは知人が応援してくれる分野に重点を置き、そんな自分と同じような立場にいる若手職員の提案に耳を傾けるといことは、ある程度許容されると思われる。しかし、この3年間の県政運営を見ると、その範囲内ではほぼ終始し、県政のおかれている状況と課題、その背景に対する理解を自らすすめることを拒み続けていたといわざるを得ない。

歴代の知事の中で、黒岩祐治氏との県職員幹部との政策議論は「無意味な時間」が費やされる時間は最も多いといわれる。氏自らその場の一瞬の感性（初見）で解らないことは職員説明を拒否。その場で時間をかけた論議は受け付けない。自ら思い立ったことは現実的に不可能と止めても止まらない。行政の長として他の主張を受け付けられないリーダーシップは必要なものの「自らの思い込み」だけでは行政運営は無理である。

2012年1月、黒岩祐治氏は財政危機宣言を県庁内外に発し、財源不足に対応し神奈川県版臨時行政調査会を設け有識者による歳出抑制策を検討するとした。その後、8月に向け神奈川県臨時行政調査会による審議が行われ「県単独補助金の凍結」「県有施設全廃」との報告を踏まえ、同年10月に2013年度・2014年度の財源不足額1600億円解消を掲げた「緊急財政対策」として県はまとめ発表することになる。

この緊急財政対策に向けた一連の動きは、2013年度編成において黒岩祐治氏が自ら掲げた公約に基づく施策を実現しようとしたところ、県幹部から「財源がない」と説得されたことから「思い込んだ」ものといわれている。

「県職員は頑張っている中で他都道府県のように給与削減することはインセンティブの低下をもたらすのでやらない」「財政危機に瀕している神奈川県のように丸となって対外的にもアピールし問題解決を図ることが重要」と県職員にアピールした黒岩祐治氏。

しかし実際は緊急財政対策で職員人件費は削減され、自分の言うことに従わない職員は切り捨てる。いま多くの県職員は、こうした黒岩祐治氏を「最悪の知事」と考え始めている。

3 3年間の仕上げの年、2014年度の予算・行政運営に見る黒岩県政

(1) 2014年度予算と人員の概要

黒岩祐治神奈川県知事は2014年2月7日「2014年度当初予算案の概要」「2013年度補正予算案の概要」「緊急財政対策の取組み結果」を、3月27日には「人事異動の概要」を発表し、自ら作成した総合計画である「神奈川グランドデザイン」の仕上げの年である2014年度をスタートさせた。

「2014年度当初予算案」では、地方消費税増税による県税収入約1000億円増を背景に、その規模は2013年度比5.8%増となる1兆8650億円と過去最大となった。

「神奈川未来創造予算～「いのち」にこだわり、「成長戦略」と「財政健全化」を同時に

加速～」と打ち出された予算案は、歳出面で人件費が実質（2013年度当初予算未計上の退職手当分を含比較）1.8%減もあり義務的経費が実質3.4%の伸びに抑えられる一方、県が裁量的に使う政策的経費は10.3%と高い伸びとなっている。

県職員の人件費削減を中心とする「緊急財政対策」と「消費税増税分」による財源捻出が、黒岩祐治氏の進める地域経済再興政策に充当されるという予算案となっている。

そうした政策の推進は「人事異動の概要」でも人事組織体制面で裏付けるものとなっている。具体的には、県民生活に最も身近な存在であり食中毒や伝染病の予防・発生に大きな役割を發揮する保健福祉事務所を統廃合し職員数の削減を図る一方、健康寿命日本一と新たな市場・産業の創出を目指すヘルスケア・ニューフロンティアの取組みを加速するための体制を整備した。

（2）緊急財政対策本部は解散。2013年度決算見込み実質的に700億円超の黒字。

「神奈川臨調」といわれる有識者会議の議論と「緊急財政対策方針」の策定など、緊急財政対策を進めてきた緊急財政対策本部（2012年1月発足）は、当初見込んでいた2013年度・2014年度の財源不足1600億円が解消されたとして2014年2月に解散を決定。従来からある「行政改革推進会議」に継承され、その中で「緊急財政対策」を基礎的条件につくられたロードマップを着実に進めていくとしている。

「緊急財政対策」の結果、2012年度から2014年度3年間で306名の行政職員削減と人事委員会勧告を逸脱する給与抑制で746億円、県単独事業や施策・事業の見直しなど県民市町村負担増で355億円の財源が生み出された。

しかし、実質的に700億円の財源不足といわれた2013年度決算は、当初予算に比べ介護措置医療費など義務的経費が大幅に減る一方、税収の伸びもあり、職員退職手当未計上分200億円の解消に加え、財政基金積立金に606億円、県債管理基金積立金に100億円も積増しするほど好転し、実質的に700億円超の黒字が生まれることとなった。

（3）「社会保障と税一体改革」はどこへ

2014年4月から消費税増税が行われ増税分3%のうち0.7%が地方消費税増税に充てられることとなる。（従来分1%と加え1.7%）。2014年度県予算では地方消費税の増収分466億円のうち348億円を実質的な消費税率引き上げによる増収とし、その半額が市町村に交付されるため県で消費税率引き上げにより確保される増収を174億円と見込んでいる。

2013年9月の「2014年度県予算編成方針」では、地方消費税増税分は全て社会保障費の充実に充てられるため既存事業は、引き続き「緊急財政対策」を踏まえた見直し（財政当局は否定しますが実質的には枠配分による一律マイナスシーリング）を行うようとしたことから、この174億円は社会保障費の充実に充てられなければならない。

しかし、予算を見ると174億円増収分のうち90億円は「社会保障安定分」との名目で、これまで社会保障費に充てられてきた一般財源に充当し、浮いた一般財源が財政健全化に向けた基金への積立や黒岩祐治県知事の進める政策の推進に充てられることとなった。

2014年度の都道府県における社会保障費である介護措置医療費の伸びは2.3%（66億円）にとどまり、2013年度の伸び8.7%（229億円）を大きく下回り、かわって政策的経費が大幅に伸びることとなった。

後でも触れるが、安倍政権＝アベノミクスによる財政出動では消費税増税分も経済再興戦

略費用と消費税増税による企業活動停滞対応策費に充当され「大企業儲けて民減ぶ」の政策が進められているが、2014年度神奈川県予算でも、同様の動きが行われたことになる。

(4) 「緊急財政対策」にあげられた市町村・団体補助金、県有施設等の動き

「緊急財政対策」による市町村・団体補助金の見直し。2012年10月策定の「緊急財政対策」とそれに基づくロードマップでは、2014年度予算まで見直しを進めていくとされた。

しかし、2014年度予算では、市町村・団体との協議による合意を基本に見直し削減作業が進められたことから神奈川県で示された「補助金凍結」といった事態は回避され、総額は一定維持されることとなった。

逆に合意に当たり、県と市町村・団体との間で補助対象や補助率、交付方法の見直し（重点化や効率化）も含めた協議が行われ、交付内容等に改善が見られた補助金もあった。

① 市町村補助金について

2013年度に続いて補助金の数や規模では見直しが行われたものの、2014年度予算では新規の廃止が20件（2013年度42件）、見直しが14件（同126件）、新規削減規模14億円（2013年度は30億円）と件数・規模とも前年度に比べ圧縮され、逆に市町村からの要望に応え交付方法の見直し（重点化・効率化等）が行われた。

② 団体補助金について

「小児医療費助成制度」及び「ひとり親医療費助成制度」「重度障害者医療制度」の福祉医療制度補助（市町村対象）は、2014年度予算でも緊急財政対策以前の2012年度水準を維持された。

2013年2月の「県単独補助金 見直しのロードマップ」に掲載された「民間福祉施設整備費」や「民間社会福祉施設運営費補助金」等については、一部で2013年度に引き続き見直しが行われたが、2012年度補助水準（一部見直し後の2013年度補助水準）が維持され、「保育所運営費補助金」等は2012年度水準が維持された。

学童保育に対する補助である「放課後児童健全育成事業等補助金」は、水準（県基準）は引き続き国庫補助基準を下回ることとなったが、2013年度当初予算水準を2014年度当初予算において確保。「私学助成」も、引き続き国基準額に比べ低い水準であるが「標準運営費方式」を維持し補助額を確保した。

「就学支援制度」については所得制限が導入されたが、年収350万円～250万円世帯では就学支援制度と学費補助制度が拡充され、年収590万未満世帯まで家庭負担が軽減された。

③ 県有施設について

「県有施設原則廃止」方針の中で、県立図書館・県立川崎図書館は廃止ではなく機能強化に向けた見直しを行う方向が確認され、今、施設面での改修改善（設置場所含む）と運営主体の在り方が焦点になってきている。

また、2014年度に保健福祉事務所は4つ（三崎、大和、秦野、足柄上）の事務所がセンター化されたが、市議会から採択等のあがった大和、秦野保健福祉事務所にはセンター長に医師が就任するなど介護相談等分野を除き実質的に機能を維持した。

県民センターは県民利用施設としての廃止は回避されたものの、県機関が入ることによる

利用スペースの縮小が提案されており、引き続きスペースの確保も含め県民が利用しやすい施設にしていくことが求められている。

また、フラワーセンター大船植物園は存続に向けた取組みが進められているが、引き続き移譲も含めた見直しがロードマップに上がっている。

緊急財政対策では、県民利用施設とともに県営住宅について市町村への移譲も含め原則全廃の視点で見直すとしたが、全廃はもとより市町村への移譲などについても見送りとなり、逆に県営住宅ストック活用計画が発表され、既存の県営住宅の修繕等の計画も策定されることとなった。

(5) 教育をめぐる動き

緊急財政対策の一環として設置された「神奈川の教育を考える調査会」から「経費の節減」と「教育の質の確保」を両立させながら「メリハリのある新たな教育施策」をめざすという答申が出され、これを受けて県教委は、2014年1月に「県立高校改革推進協議会」を設置し県立高校の将来構想の報告をまとめた。

神奈川版臨調で課題とされた教職員人件費問題（政令市教職員人件費問題）では、神奈川県を含む政令所在の15道府県と20政令市の合意をふまえ、政府が「事務・権限の委譲等に関する見直し方針」を閣議決定し、その中で、県費負担教職員の給与の負担、県費負担教職員の定数の決定、学級編成基準の決定等についての事務・権限を道府県から政令市へ委譲する（2017年度を目途）という方向が出されたことで見直し焦点からは除外された。

調査会では高校進学率の低迷から県立高校の募集生徒数の削減は見送られたものの、「教育の質の確保」のための有名大学への進学率が高い高校優遇の再編や、教育環境の整備もないなかでの「インクルーシブ教育」による障害児教育の後退など、高校教育の中に新たな格差と分断を生む見直しが財政支出抑制の中で行われる可能性があります。

黒岩知事は、北朝鮮の核実験を理由に朝鮮学園への補助金交付を停止したが、「子どもたちへの教育が国際情勢に左右されてはいけない」として、現在は副教材で扱っている拉致問題の教科書への記載を条件にしながら対象を学校から生徒としながら補助を再開することとなった。

(6) 県民要求に対する対応について

平和・民主主義の分野では、厚木基地や横須賀基地、座間キャンプ、池子住宅地建設問題等について県民負担の点から国へ要望等は出すものの、その後の追及は必ずしも十分行われているとはいえない。

また、全国の都道府県の中で先駆けて実施する可能性のあった公契約条例問題では、2012年度に「公契約条例研究会」、2013年度には「公契約に関する協議会」を設置し、公契約条例の制定にむけた動きが作られてきた。

2014年3月の協議会報告では、事業者団体の合意が得られていないことと労働者団体が連合の1人だけとなっていることもあり条例制定については両論併記に留まったが、条例制定に向けたステップを作ることができた。

住宅リフォーム県費補助制度についても、制度普及の環境の整備充実を図る姿勢は示しているが、市町村が実施する助成制度の情報提供等、従来水準にとどまっている。

そのほか、制度融資やプロパー融資について「真水」が一部でもあれば全部の借り換えが

できるようになるとともに、「税完納」条件も門前払いはしないことが確認されたほか、公共工事参加要件に社保加入を求める国土交通省・厚生労働省の取扱いについて、県公共工事では条件としないことが確認されるなど、一定の改善見られている。

(7)「集团的自衛権」「オスプレイ厚木配備」「原発再稼働」「核兵器廃絶」に対する対応

2014年7月、黒岩祐治氏は原水協が2015年4月の核拡散防止条約(NPT)再検討会議に向け集めている「核兵器全面禁止アピール」に署名。歴代の知事が応じてこなかった中で核廃絶に対する姿勢を明らかにした。

神奈川県は東西冷戦下で核兵器配備競争が激化するなか150万もの県民署名を背景に、1984年非核兵器県宣言を行い県是として核兵器廃絶に向けた取組み行ってきたことから見ると当然であるが、今回署名を行ったことは、それが多くの著名人・学者文化人が賛同しているなかでの「思い込み」やポーズとしても、前進面として評価できるところである。

しかし、原発問題では再稼働を容認する姿勢を示している。黒岩知事は選挙直後に「脱原発」であり原子力発電所をなくす「反原発」ではないと宣言。「川内原発再稼働」については世界的にも厳しい安全基準に基づき事故の危険性のない原子力発電所を動かすことが自らの「脱原発」であるとし再稼働を推進する態度を示した。

憲法の平和原則を踏みにじる「集团的自衛権」容認の7月1日の閣議決定やアメリカ本土で危険性から飛行が行われていない「オスプレイ」の厚木基地配置においても同様の姿勢を黒岩祐治氏は示している。

原発再稼働では推進姿勢とあわせ周辺住民への十分な説明の必要性に触れたが、オスプレイ厚木基地配置でも情報提供や説明と理解が不足していると批判した。しかし「オスプレイ」そのものについては安全が確認されていると政府見解と同様の考えを示している。

「集团的自衛権」では、そもそも「現憲法下でも集团的自衛権は行使できる」との自らの考え明らかにするとともに、安倍首相が「国民の命と生活を守るために行ったもの」と政府の考えを追認する態度をとっている。

次の述べる黒岩知事の成長戦略でも見られるところであるが、黒岩祐治氏は、安倍政権が進める政策・戦略について、「そもそも自分が主張していたこと」と自らのアイデンティティを主張しながら積極的に推進する態度をとっている。背景には安倍首相や菅官房長官との個人的な関係もあると考えられるが、自民党議員でも言わない安倍首相への同調発言には「安倍政権の太鼓もち」といわれかねない側面も持っている。

6 国家再興戦略に基づく「国家戦略特区」に呼応した黒岩県政の動き

神奈川グランドデザインを踏まえ、2014年度予算で打ち出した「横浜臨海部ライフイノベーション国際戦略特区」「さがみロボット産業特区」「かながわスマートエネルギー構想」。

それぞれ政府が進めてきた「構造改革特区」「総合特区」「国家戦略特区」に呼応し、神奈川県が予算上の制約はもとより地域性や県内企業を視野に入れ打ち出したものである。

しかし、2014年度予算のなかで黒岩知事が打ち出したヘルスケア・ニューフロンティアと「国家戦略特区」の動きは、国における産業競争力会議や規制改革会議の議論や「経済財政運営の改革の基本方針2014」(骨太方針2014)、「日本再興戦略」(2014改定)に盛り込まれているものと基本的に一致しており、「稼ぐ力=収益力」強化のために、国際競争力の強化を図り国際的な経済活動の拠点を神奈川の地に設けるものであり、「世界一ビジネスがしやすい

事業環境」を神奈川県に作りあげようとするものにほかならない。

これらの戦略の呼応できる企業はどこにあるのか。設備投資や情報収集、製品開発力という点ではどうしても大企業ないし一部のベンチャー企業に偏ることは明らかであり、またそこで作り上げられる市場は基本的に海外に向いている点は明らかであり県民生活と豊かにするものであるのか極めて疑問のあるところだ。

産業競争力会議や規制改革会議等で議論の牽引役になっているのは竹中平蔵氏。「大企業が豊かになれば国民も豊かになる」とのもと経済政策を進め、リーマンショックに前後した「ワーキングプア」の誕生の中で、氏の考えは誤りであることが明らかになったにもかかわらず「復活」を果たした者である。

実際の県内経済を支えているのは地域における中小零細企業であり県民の消費支出。経済対策として1650億円を充てたといっても2014年度予算には中小企業支援の新規事業は殆んどなく融資など既存事業の拡充程度にとどまっている。

また、県内需要の多くを占める消費支出を支える雇用労働者対策も高校生や女性、障害者の就労支援策が打ち出されているものの新規事業の多くは「グローバル人材育成」「ベンチャー支援」となっており、社会問題化している低賃金不安定雇用の非正規雇用労働者対策等が充実したとはなっておらず、「国際戦略特区」の中でさらに地域経済が破壊される可能性がある。

7 「ICT化推進」「ヘルスケア・ニューフロンティア推進局設置」に象徴される黒岩知事の県政運営

「緊急財政対策」や「さがみロボット産業特区」「かながわスマートエネルギー構想」、さらには「ヘルスケア・ニューフロンティア構想」で共通することは、これらのアベノミクス再興戦略の神奈川での具体化を、「思いつき」と「外部有識者の内部化」によりトップダウンで進めてきたことにある。

その象徴ともいえるのが2014年度から開始されたICT化推進のための「携帯タブレット」の職員配布と「パワーポイント」による県庁内プレゼンテーション、「ヘルスケア・ニューフロンティア推進局設置」である。

「ICT化推進」は、紙消費と意思決定過程の無駄の削減が目的とされたが、そのための技術の取得や会議運営ルールの見直し、意思決定過程の整理など環境の整備が全く行われず、形だけが先行したため逆に職場で混乱が生まれ「パワーポイント作成のために時間外が増える。」「パワーポイントだけでは内容が伝わらない」「単純化しすぎて中身がない」といった状況が生まれている。

さらに、2014年4月1日の人事異動では、知事の進める施策推進のための新たな担当局長や担当部長の設置が行われたことから意思決定過程も逆に複雑になっている。

先にも触れたとおり、プレゼンテーションを行うための会議が連日行われ、しかも知事に対するプレゼンテーションでは「小学生にもわかる程度」の内容にすることが求められ、かつ部局で積上げてきた内容が、知事の一言でひっくり返されることもまま見られます。

健康寿命日本一と新たな市場・産業の創出を目指す「ヘルスケア・ニューフロンティア」はその最たるものです。

2014年1月には「未病を直すかながわ宣言」を行い「食」「運動」「社会参加」の取組みをすすめる「健康寿命日本一」を目指すとしたが、既存の事業と全くかけ離れたところで企

業や大学研究機関との連携の中で事業展開が考えられ、知事がテレビを見ていて思いついた事業（高齢者虚弱者化判断事業など）がそこに加わるといった内容。

「国家戦略特区」として病床数や医療法規制の解除等が今後「区域計画」の策定を受け具体化する可能性があるものの、それを先取りした高度専門医療機関（大学）の設置をめざす国際的医療人材確保対策も含め、その実現過程と効果が見えないまま、トップの考えだけで県政運営が進められ、思うようにいかないと「スピード感がない」「プレゼンテーション能力がない」と怒り出す、黒岩知事の姿が見られるところである。

8 黒岩祐治氏による県政運営をどうみて、どうかえていくのか。

この3年間の黒岩祐治氏による神奈川県県政運営の課題を振り返ってきても、その最も大きな問題は、県民や市町村の理解のないところで県政運営の舵取りが行われ、しかも、その中身が安倍政権の政策戦略を推進（先取り）するものとなっていることである。

確かに「緊急財政対策」「さがみロボット産業特区」「かながわスマートエネルギー構想」、さらには「ヘルスケア・ニューフロンティア構想」など、その時々で黒岩祐治氏自らマスメディアを通じて説明を行っているが、それがいまを生きている県民や地域経済の現状の課題にとって「どのような結果」をもたらすのか全く見えない。

なぜ、そのようになるのか。それは、そうした施策が県民生活や地域の実情、あるいは県民の声をもとに作り上げられたものではなく、黒岩祐治氏と彼の取り巻き、竹中平蔵氏や大企業など政府の審議会委員等の意見、安倍政権の進める方向に基づき自らのアイデンティティとして作りあげられたものであるためである。

こうした黒岩祐治氏のすすめられてきた神奈川県政に、いま求められるものは何か。

それは、第一に、この間「緊急財政対策」の中で進められてきたように、県のおかれている実情と政策の方向を個々の市町村や住民組織・団体に前に明らかにし、批判も含めそれに対する意見や要求、提案を聴き、その具体化を図っていく県政運営を行うこと。

「対話の広場」や「黒岩祐治が行く」といった企画はあるが、そうしたスポット企画は黒岩知事も含めそこに登場する人のその場での発言で終わり、手間の割には政策等に対する意見を聴く手法としては不十分。知事自ら「説明と理解」というなら、時間をかけた討論の場が必要である。

第二には、あらゆる施策を憲法にある「平和」「基本的人権」「国民主権」の三原則を基本にすすめ、それを脅かす動きについては確固として反対していくこと。

いま安倍政権の進めていく方向は、憲法の基本原則を破壊するものが多い。地方自治体である県は、市町村と一体となって住民の生命と権利を守る責務を負っており、政府の施策を絶えず監視し、政府のすすめる悪政から国民を守る立場にある。

自治体行政は、財源や法令等の縛りのなかで政府のすすめる方向に従わざるを得ないことは確かである。しかし国会でも十分に審議されず国民世論も分かれていることを政権が進める方向に従うとすれば、戦前の「翼賛体制」に組み入れられ国民の生命と権利を奪った都道府県・市町村行政と同じである。

地方自治体が憲法で規定して地方自治体として機能することが必要である。

第三には、自治体を巻き込み地域を大企業や外国資本の草刈り場に変えてしまう「骨太方針」や「再興戦略」、「国際戦略特区」に対抗する地域経済振興策や雇用対策を、神奈川で生活あるいは営業（農林畜産水産を含む）している様々な分野の人の知恵と共同で作りに上げて

いくこと。循環型社会を前提にした経済モデルを地域で具体化することを県として積極的に支援していくこと。

いま「国家戦略特区」の中で県民・労働者の健康や命、労働基本権などの基本的人権が脅かされようとしている。

子どもからお年寄りまで平和の中に人間らしく暮らして神奈川県にするために、県民・経営者・労働者、そして県民を支える市町村・団体が解る政策を提言していくことが求められている。

いのちに「市場原理」、医療格差をもちこむ「国家戦略特区」

NPOかながわ総研正会員 小畑 一

1. はじめに

この5月、「国家戦略特別区域及び区域」が発表され、神奈川県では、県・横浜市、川崎市（以下、神奈川県等）が共同で提案していた「医療」が指定されました。提案された文書は、「国家戦略特区 健康・未病産業と最先端医療関連産業の創出による経済成長プラン～ヘルスケア・ニューフロンティアの実現に向けて」（以下、「プラン」と略す）というものですが、本稿では、その概要を紹介しながら、問題点を検討してみたいと思います（国家戦略特区が行う事業は特別区域会議（東京圏）が策定する「区域計画」に沿って行われますが、東京圏の特区会議は未成立のため、現時点では未策定です）。なお、神奈川県等では、他に雇用・労働・一有期雇用、都市再生・まちづくりなどのテーマが指定されています。

2. 目的は多国籍企業（医療・健康産業）の「成長戦略」

標題が示す通り、医療・医薬品・医療機器・健康「産業」（企業）の[経済成長プラン]（成長戦略）だということです。「国家戦略特別区域法」は、「基本理念」として「国家戦略特区における産業の国際競争力の強化及び国際的経済活動の拠点の形成を…総合的かつ集中的に講ずることを基本」としていますが、「プラン」はその神奈川版、医療版といえます。高齢社会化の中で高まる健康・医療要求を市場としてとらえ、利潤最大化をめざす企業活動にとって「世界で一番ビジネスのしやすい環境をつくりあげる」ことを、国・自治体行政の第一義的課題にするのが、国家戦略特区の目的であり、活動内容です。

一方、全ての国民の健康権に基づく保健医療行政は、「憲法 25 条（社会保障、公衆衛生等）に基づく公共政策に位置づけられています。この二つは、財政等資源制約の元で両立できない矛盾があります（具体的な両者の矛盾については後半で述べますが、特区会議における国の構成員から、厚生労働大臣（省）が「国益より省益」（規制官庁）を重んずる「既得権勢力」だとして排除されていることも、端的に示されていると思います。国政・市政において成長戦略＝産業政策が前面に出てくれば、公共政策としての保健医療行政・サービス（保健所や保健センター、病院など）の公共性がゆがめられ、後退していく心配があります。「たとえ特区に限定されるとはいえ、医療分野に医療分野に市場原理が導入された場合には、医療の非営利性の根本理念が薄れ、経済特区以外でも一部の医師・医療機関の営利行動が強まり、それが国民の医師・医療機関の信頼を低下させる恐れがある」と指摘しています（二木立「TPPと医療の産業化」）。

「成長戦略」の目標は、別表「獲得目標」に示されているとおり、市場の拡大であり、多国籍企業の最大利潤の追及です。しかし、その実現可能性と費用対効果についてはきびしい見方があることも見ておく必要があります。「成長戦略の医療政策に経済成長効果はない」、「医療は経済の『下支え』であって経済牽引産業との位置づけは過大評価」、「成長戦略としての医療政策は、公的資金の投入が伴う」などの指摘（二木立前出著）があります。先行している神戸市をみると、『医療産業都市構想』（総合特区、国家戦略特区等4つの特区指定を受けた）で進出した医療関連企業273社のうち、約3割に当たる82社が退去している。神戸

市は、1041億円の経済効果があったと宣伝していますが、これまで300億円の市や国の税金が投入されている」と指摘されています。神奈川県の実体的な事業内容や公的財政負担の予測は現時点では不可能ですが、費用対効果をきびしく点検していくことが重要です。

3) 健康・未病産業創出がもたらすもの

未病というのは、これまで健康・予防といわれてきた領域に注目した概念だと思いますが、この分野は「将来産業規模と将来目標」の中でも年率12.1%と最先端医療産業の年率3.7%と比べてもかなり高い成長が期待されています（前出、二木氏は、「公的保険制度の枠外の健康関連サービス産業の急成長が見込めないことは、1980～1990年代の失敗で決着済みです」（同書）と述べています）。

「プラン」の健康・未病産業創出では、先端医療関連の創出に関連するものが混入しており、具体的内容がわかりにくいのですが、最近の新聞記事等で目に付いた範囲で、イメージにつながりそうな事例を挙げてみます。

県が進めようとしている、「未病産業の創出」として具体化している施策は、未病を治す神奈川宣言、協力企業・団体の募集、『未病』のブランドづくりといったもののほか、『協力企業・団体』の取り組みとしては、本来の企業活動の延長の範囲のものや社会的な運動への協力・参加となっています。「未病産業研究会」（富士フィルムや味の素など医療関連64社が参加）を発足、健康・医療関連のビジネスモデルの提案を参加企業から募り、2014年度は計5000万円の委託事業費を用意したと言っています。公共的に行われてきたものを企業活動に取り込み、市場化するといった性格のものが多いといえます。

「プラン」もあげている機能性食品（健康食品）の機能性表示の規制緩和方針については、消費者庁が最近、健康食品などがどのように「体によい」かを事業者の責任で表示できるようにする新制度について報告書を公開しました。特定保健用食品（トクホ）と比べて規制が緩和され、表示内容の審査を国から事業者責任へ、特定保健用食品（トクホ）では認められなかった心臓や目といった体の部位を指した機能性表示も認めることとなります。「健康によい」を付加価値として、健康食品・サプリメントの市場規模（4兆円超）の成長を狙うものです。

経済産業省は、健康産業（スポーツクラブなどでの運動指導や、健康食の提供、簡易な健康診断サービスといった主に公的保険の対象外で病気を予防するサービスや商品）について、『地域ヘルスケア産業支援ファンド（仮称）』という基金を設立する。これとは別に地域企業や自治体などで構成する『次世代ヘルスケア産業協議会』を各地に設立する方針を出しました。健康対策の市場化を促進する政策といえます。

「プラン」には、健康情報の収集・分析・提供があげられています。黒岩知事のいう「マイカルテ」（服薬情報・処方情報）を医療機関等で管理し、データベース化するものです。日本再興戦略では、「公共データの民間開放について、2015年度中に世界最高水準の公開内容を実現する」「公共的データについては、…ビジネス利用等がしやすい形式・ルールの下、インターネットを通じて公開する」とされ、大規模情報連携システムの導入促進も謳われています。政府のIT戦略本部が6月決定した、「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」は、個人が特定できないよう個人情報を匿名化すれば、本人の同意がなくとも情報の目的外利用や第三者提供を可能にするものです。「これまで常識とされた『医療情報が機微性が高い個人情報である』ことが否定され、製薬企業にセプトデータの営業利用など、民間企業

による医療情報の利活が合法化される可能性がでてきた（県保険医協会HP)」。なお、前記「獲得目標」でも、「ヘルスケアICT産業の成長率（年率）」が14.5%と、高い成長率が見込まれています。

将来産業規模と貢献目標

	現状	2020年	2030年	成長率 (年率)
ヘルスケア・ニューフロンティア産業(国内)	16兆円	26兆円	37兆円	4.8%
健康・未病産業	4兆円	10兆円	-	12.1%
ヘルスケアICT産業	3800億円	1.1兆円	4.3兆円	14.5%
医食農同源産業	2.5兆円	4.85兆円	8.4兆円	7.0%
生活支援ロボット	1300億円	2300億円	7000億円	9.8%
最先端医療関連産業	12兆円	16兆円	-	3.7%
再生医療関連産業	170億円	2000億円	1.5兆円	113.9%
医療用ロボット産業	100億円	346億円	800億円	12.30%

ヘルスケア・ニューフロンティア産業(世界)	163兆円	311兆円	525兆円	6.7%
-----------------------	-------	-------	-------	------

世界における日本発技術・サービスのシェア(20%)	-	62.2兆円	105兆円	-
神奈川県の特発の技術・サービスのシェア目標(33%)	-	20.5兆円	34.6兆円	-

出所:「県が進める特区政策～神奈川のめざす3つの特区」

県保健福祉局とH・N推進局の業務の対抗・重複関係

保健福祉局			ヘルスケア・ニューフロンティア推進局
健康増進課	健康づくり、生活習慣病対策等	⇔	未病産業・ヘルスケアICTグループ
医療保険課	国民健康保険、高齢者医療	⇔	保険外併用の導入？
医療課	地域医療、医師確保対策、	⇔	国際的医療人材グループ
保健人材課	医師等免許事務、看護人材養成		国際的医療人材の養成
			ライフイノベーショングループ
			ライフサイエンス産業の国際戦略の推進

4. 最先端医療関連産業の創出

(1) インベスト神奈川の再来は？

「Ⅱ 最先端医療の創出」では、「IPS細胞を活用した再生医療産業の創出」など6つのテーマがあげられているのですが、これらを推進するプレイヤーが、企業、大学病院、研究所等ということになります。ところで「プラン」では、この分野で、国や自治体など行政的な役割（立地する企業への直接的な支援策）については言及していません。現行制度では、京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区内に立地するライフサイエンス関連業種について、産業集積促進奨励金=不動産取得税の1/2)、利率優遇制度（中小・中堅企業に限定）があります。行政の支援策については、「Ⅲ イノベーションを生み出す基盤構築」の

方にまわされているのかもしれませんが、最近、「神奈川県は健康・医療産業を成長産業として位置づけており、『ベンチャー促進事業に健康食食品ベンチャーの、食物アレルギー患者の治療に使う食品開発を支援する（ベンチャー事業化促進事業）』との報道（8月20日『日経』）がありました。今後、こうした形での企業支援策（医療版インベスト？）が拡大していく可能性があるのかもしれませんが。

（2）財源確保のめどが立たない「メディカルスクール」

「Ⅲ イノベーションを生み出す基盤構築」の分野は、研究開発等のインフラ整備は、県・市が担当する分野になると思われます（直接的な記述はありませんが）。

その事例

- ① 「ライフイノベーション国際総合戦略特区」事業として、ライフイノベーションセンター開設事業を進めています。再生・細胞医療分野を中心に、研究開発から事業化に向けた取り組みを推進する施設（2018年度開設予定）です。県、大和ハウス、東急センチュリーハウスが事業パートナーとなり、入居企業・団体の誘致や施設の運営を行う。県は、敷地（8000㎡）（18億円）を無償で使用貸借します（研究開発・事業化を推進するのは企業・団体等）。
- ② このほか、研究開発・ベンチャー企業の育成・臨床研究・医工などの17地区の拠点に企業誘致を行っています（これに入居する企業等への支援策は前記のとおり）。
- ③ 黒岩知事は、メディカルスクールの設置をめざしています。メディカルスクールは、「アメリカ型」の医学部で600床の付属病床を含め約450億円、しかも10年目まで毎年10～25億円の赤字（三菱総研試算）が想定されており、学校設置者のコスト負担は膨大です。「プラン」では「国際的医療人材養成機関の設置」、「オープンイノベーションによる異分野融合と高度外国人人材の受入」などの項目があり、「外国人」、「外国人看護師の重禁止の解禁」とも関連しています。黒岩知事は、米メリーランド州（ホプキンス大学など）を訪問、「ライフサイエンスにおける協力関係を促進する」との覚書を締結するなど、独自の『外交』も展開しつつ、追及しています。メディカルスクールの扱いについて特区会議がどう判断するかは不明です。実現した場合、県の負担も含めて、巨額の費用負担をどうするかが問われます。

（3）内外の多国籍企業が主導するGCC

国際総合戦略特区段階に、「一般社団法人ライフイノベーション国際協働センター」（GCC）を、2013年10月に発足させました。これは「プラン」では、「製薬・医療機器・ヘルスケアの大手企業が技術・製品ニーズを協議するプラットフォーム」（「プラン」）として位置づけられていますが、具体的な内容はまだよくわかりません。海外協力者として元米国FDA（食品・医薬品局）長官・次官などや、設立時会員として、味の素、コニカミノルタ、ソニー、日立、富士フイルムなどの大企業が参画しています。県としての財政支援はないようですが、代表 東大副学長、理事2名は味の素常務と県副知事、事務局長は県参与（現職兼務）という構成で、県がかなり深く関わっているのが注目点です。

（4）規制緩和のキーワードは「安全より成長（儲け）」！

「プラン」の3番目が「規制緩和に期待する効果と求める主な項目」です。「規制」の主な

根拠は、国ですが、自治体の条例との関わりないわけではありません。安倍政権の「成長戦略」にとって規制緩和は主要な政策ツールであり、キーワードですが、「プラン」では、「規制緩和に期待する主な項目」をあげています。

- ① (健康・未病産業など) 機能性食品の機能性表示認証の緩和
- ② 医薬品・医療機器の早期市場展開 再生・細胞医療の薬事承認制度の規制緩和
- ③ 臨床試験にかかる手続きの簡素化及び第Ⅱ層、Ⅲ層の新たな専用病床制度の創設等
- ④ 外国人医療人材の国内での従事緩和
- ⑤ 優秀な外国人人材等の出入国管理上の優遇措置等の拡大などです。

医療・医薬品・健康機器などの開発にとって最も基本的なのは安全性ですが、安全性確保のため必要とされてきた規制が、輸出競争力(コスト削減)などの視点から、排除されるとしたら大きな問題で、厚労省などの規制現場の抵抗も強いようです。甘利経済再生相は、「医薬品と医療機器は政府方針として輸出産業に変えていく。」「医薬品については、開発から販売に至る期間を圧倒的に短縮し、患者や医師、製薬会社、医療機器メーカーにとって立地しやすい場所にしていく」とあからさまに述べています。こうした姿勢は、政府人事にも表れ、「日本初の医薬品の国際展開を担当する厚労省審議官に経産省の出身を充てるなど、成長戦略に抵抗してきた厚労省は人事で草刈り場になった」と漏らす厚労省幹部もいる(「日経」7月11日)といった状況も報道もされるほど、規制の安全性→成長(利潤)本位への変質が進もうとしています。

(5) 国民皆保険を崩し、医療の安全性を損なうー「いのちの値段」に格差拡大

規制緩和のドリルは、国民皆保険制の否定、混合医療の導入にも及んでいます。

安倍首相は、「抗がん剤など国内未承認の新薬や医療機器を保険適用外で、利用できる仕組み」を、「患者申出療養制度」と名づけ、2015年の通常国会に関連法案を提出、2016年度にも導入(「日経」6月11日)する方針です。これについて、日本難病・疾病団体協議会・水谷孝司事務局長は「安心して受信できる保険診療の拡充こそが患者の願いだ」、「混合診療のなし崩し的な解禁は、憲法に基づき健康権を保障した国民皆保険原理原則に反する」として、強い懸念を表明しています。また、県保険医協会の高橋太志事務局長は、患者申出療養制度について、「国民皆保険制度を形骸化する考えだ」、「保険診療のルールは、命を守るために必須の社会的規制にほかならない」と指摘しています(「神奈川」4月2日)。「患者申出療養制度」は、地域限定の「特区」ではなく全国一律で行われるものですが、「プラン」で言う「保険外併用療養の拡充」も、同趣旨なので、これが特区内(東京圏)内で行われることになり得るわけです(実際には、国に別の措置を上乗せするといったことは考えにくいかもしれませんが)。因みに、国立がんセンターの発表によれば、日本では未承認のがん治療約41種類のうち24種類は、保険外適用となれば薬代(円換算)が月に100万円を超えるとのことでした。

(6) 「県内限定」でも住民・地域の医療要求とは遠い「特区会議」

この「戦略」の推進役となる「特区」の圏域は「東京圏」(東京都9区、成田市、横浜市、川崎市、その他の神奈川県全域)です。構成は、国・上記自治体の首長、企業ですが、この場合の企業は、区域計画で定める「特定事業を実施すると見込まれるとして選定したもの」、

いわゆるプレイヤーであって、一般の審議会のような地域の業界・企業一般の代表ではありません。地域住民の意向を反映する者としては自治体首長がいますが、首長はそもそも「世界の企業が投資したくなるようなビジネス環境をつくるため」の提案が認められて構成員となったわけですから、これと違う住民の意見が首長を通じて持ち込まれることはあり得ません（地域住民や中小企業など、自治体議会からさえ遠い存在です。全権委任法といわれる所以です）。

また、「東京圏」の区域計画が、県・市などが提案した事業以外のことが決めることもありえます。また今後、国・企業、自治体から新たな提案が出て、「区域計画」に加わることも想定されます。その場合でも、「協議が整った事項については、その構成員は結果を尊重しなければならない—国家戦略特区法第7条6項」との規定に拘束されます。規制緩和のための条例改正、基盤構築事業についての費用負担についての予算措置など、県・市議会の審議・決定権は否定できないはずですが、実質的に自治権が制約される可能性は大きいといえます。それだけに、特区計画などでどのようなことが決まるかについて、「区域計画」が決まる以前に、住民が強い関心を持ち、発言していくことが大切になってきます。

健康・医療特区は、県民の切実な健康医療要求とも密接に関連する、国、県・市政の重要課題として展開されていくこととなりますので、社会保障制度の全面改悪反対の課題と併せて、「医師会任せ」でない、県民各層の運動が求められます。

また県内では、横浜市の「横浜駅周辺都心での都心機能強化」（容積率500%）など大規模な都市開発計画を出しており、この種の事業が県下の都市開発に広がることも考えられます。さがみロボット特区の昇格説（甘利再生相）も浮上しています。国・自治体を挙げた「異次元」の攻撃への対応・注視が求められています。

（本稿は、「新かながわ」紙にも掲載される予定です。）

神奈川最賃千円裁判傍聴記（十六）

下山 房雄（かながわ総研元理事長）

第4次厚木米軍基地爆音裁判の行政訴訟部分で初の夜間早朝飛行差し止め判決（ただし自衛隊機のみ差し止め 東京新聞社説5月23日タイトル「米軍に白旗でいいか」で批判されねばならなかった苦肉の判決）を行った佐村裁判長が、横浜地裁を転出したために裁判官交代となった裁判の2回目が8月4日に行われた。前回行われるべきだった石井浩（裁判長）、倉地康弘、穂苅学という判事新メンバーに対する「更新弁論」が三人の弁護士（12人で構成される弁護団の団長—小賀坂徹、最長老顧問格だがなお弁論一線で闘う大川隆司、毎回の裁判で裁判長とやりあう主任弁護士の田淵大輔）の陳述で今回なされた。

中央最賃審議会の今年の日安改訂答申（7月29日）を巡っての報道や要求運動展開があったことに加えて、夏休み自由研究の中高校生らしい人たちの参加もあり、抽選時10:15に行列に並んだ人は丁度百名で、当選の私を含め傍聴席は満席となった。10:30に開廷、新判事たちに佐村裁判長時の弁論を総括復習させる「更新弁論」が展開されて、11:05に終わる。弁論の解説、原告や東京（新宿 文京）など各地からの参加者挨拶が行われた恒例の「報告集会」の後、この日は特別に日本大通りの裁判所から馬車道の神奈川労働局までのデモと868分ハンガーストを含む座り込みがなされた。神奈川労働局では、中賃提示の日安＝プラス19円を受けての神奈川地方最低審議会が開かれていたのである。81歳の私は、デモまでの参加で申し訳なくも行動から引退。勿論そのためではないのだが、この日の地賃の審議決定は現行868円＋19円＝887円に留まる答申であった。

- さて、今回裁判の中身を成す「更新弁論」のうち私が受け止めた特徴点を記しておこう。
- ①小賀坂さん：今日、非正規労働者が4割を占め、その少なからぬ部分が最低賃金ギリギリで働いている。その最賃が生保水準を下回っている現状は、憲法25条、27条への違反だ。この違憲状況を是正しようとして「生活保護法に係る施策との整合性に配慮」と定めた9条3項設定の2007年法改正が行われた。しかし、本訴被告の国は「すべての労働者について、賃金のみをもって、確実に生活保護受給者であった場合と同様の生活費となるよう最低賃金を定めることは、法9条3項の予定するところではない」と主張、行政裁量権をかざして正当化する誤った不公正な計算法による比較で、最賃く生保の乖離は解消したと強弁している。原告陳述にみる生活具体例に照らしても、憲法25条などへの違反は明白。
 - ②大川さん：1) 憲法の生存権勤労権に基づく労働条件規制の領域での行政裁量権の限界
2) 労基法1条の「人たるに値する生活」必要充足の観点から最賃金額を具体化する必要
3) 遵守すべき関連国際条約では「労働者本人のみでなくその家族の生活をも保障できるように最低賃金の水準が設定」さるべきなのに、最賃行政ではその「観点が全く欠落」。家族生活維持の国際基準不充足どころか、単身「若年労働者の最低限度の生活保障という役割さえ果せない水準、すなわち「重大な損害を生ずるおそれ」（行政事件訴訟法第37条の2）を裁判所が認定すべき水準、にまで低下している」つまり「二重の」違法状態。
 - ③田淵さん：被告が許容されるべきと主張する行政裁量権は逸脱濫用があってはならぬところ、「労働者の生計費」の生保基準と最賃基準との比較技法決定の場で「支払能力」配慮の

思想から「勤労控除」を無視するなどの5点の不合理を容れており、生保基準に到達するには500円以上の不足となる状態を「逆転解消」と称している。そうした自由裁量は「到底認められない」。

以上の①②は、佐村法廷で展開された弁論の復習であるが、②は弁論の現時点での新たな補強と私は理解した。三年前にこの裁判傍聴に参加した時点での私の認識は、法定最低賃金の金額はせめて働いている本人一人の自立自活の生活を保証すべきものとの思想のもとにあった。しかし、本訴各回法廷の原告陳述聴取を重ねるうちに、社会保障不備、住宅・教育などの有償市場経済傾斜の日本では、若年単身生計費のみならず一定モデル（例えば3人子供を夫婦で扶養として単身+1.5人=2.5人家族 等価可処分所得算出方法を援用すれば単身生計費の $\sqrt{2.5}$ 倍=1.58倍は必要）との比較で1000円要求が如何に謙虚なものかをPRすべしという思想に成った。昨年9月18日の神奈川最賃裁判第11回の傍聴記で「働く人本人一人が生活できるとの基準は、先ずなによりも実現せねばならぬ基準ではあるが、児童手当充実に拠って、子どもは社会が育てるシステムを構築せんとする民主党鳩山内閣の意義ある政策展開が、自公内閣復活で潰されようとしている現状では、アメリカ状況を前提に世帯=家族賃金を最賃基準の一つとして設定すべきではないのかと考える次第」と書くに至ったのである。

<すべての労働者について、最賃だけで生保基準が充足できる最賃金額決定をやっているわけではない>というのが被告国側の主張なのだが、他方、原告側の公正な比較技法では例えば生保生活扶助基準では最高の一級地をとって「すべての労働者」が生保基準を充足するよう計算されている。しかし算術平均を使う中賃=厚労省方式では単身生計者でも65%は除外されてしまう。「すべて」と言わなくともせめて半分が救済される50%値=中位数を採用して「公正」を主張するくらいの良識があつてふつうと言えるのではないのか（第8回傍聴記の註参照）。そうした被告の非良識に加えて、これまでの被告原告の勝負では、家族持ち労働者については初めから最賃一生保比較の対象から外され、その意味で「すべての労働者」対象ではなかった。これからはできるだけ「すべての労働者」対象に広げるように家族扶養の労働者の生計も要因に入れての考察と主張をしていこうではないか。

ところで、被告国側の論の謬は余りにも明らかだが、それが判決で原告主張のとおりで論と判定されるには、運動をもっと高め広めねばと改めて思わせる事象が、今回あった。マスコミの「発表ジャーナリズム」ぶりである。安倍政権の戦争政策への傾斜を批判し、従来見向きもしなかった政権批判のデモ集会もかなり報道するようになった「東京新聞」でさえ「働いて手にする賃金が生活保護の給付を下回る現象も課題だったが、逆転している五都道府県はやっと解消する」と書いた次第だ（7月31日社説「最低賃金改訂 貧困から抜け出す額に」）。因みに「赤旗」7月31日主張では「これまで生活費保護水準より最低賃金が低かった・・・5都道府県では「逆転」が解消する見込み」との叙述であった。逆転に鍵括弧をつけて<当局発表ではそうだが実際は違う>と解釈したいが、そう出来た読者は多くはないのではと考えた。私の購読紙はこの2紙なのだが、他紙はおして知るべしと判断してよいのだろう。裁判開始以来3年も闘ってきたのに、生保（単身者）>最賃の乖離が「時給にして500円以上、月額にして8万円以上」との原告側の主張が広まらず、欺瞞の当局発表しか報道に引かれない不公正状況が克服されないのはまことに残念という他ない。しかし挫けず頑張ろう!!

次回裁判は10月22日10:30～。そこに被告が今回法廷での原告主張への反論を提出せよとの裁判長の指揮であった。(2014年8月26日)

第 27 回全労連大会傍聴記

岡本 一（かながわ総研理事）

7月27～29日開催された第27回全労連大会に全日程参加した。事前に水谷神奈川労連議長から、神奈川労連として大会方針案に対して全労連に意見を述べ、話し合いもしたが、意見が取り入れられないので、神奈川労連の機関会議で修正案を提出し、全労連議長に水谷氏を立候補させることに決めたことを聞いて、そこまで全労連運動の発展を考えているのかと感動し、万難を排し3日間参加することにした。

大会は緊迫した雰囲気の中で進行して行った。全労連議長挨拶、来賓挨拶、議事提案などが終わり、議事運営委員会から大会には修正案が現在1つ提出されており、この修正案は議案提案後に6分で行ってもらう、修正案の受付は1日目の議事終了までとし、他に修正案が出れば2日目の冒頭に提案を受ける、議長も対立候補も出ており、最終日の投票前に2人の議長候補に6分ずつ演説してもらうと報告があった。報告が終わるや否や間髪をいれず、全教の代議員から、これから出されるかもしれない修正案と今出ている修正案に差をつけるのは不公平だ、公平にすべきとの発言があった。これを受けて議事運営委員会で議論した結果として、議事運営委員長は現在出されている修正案は、形式も整っており、必要な部数提出されているので提案どおりやらせてもらいたいと応え、大会議長が議場に問うて提案どおり進めることになった。

私はこの全教代議員の発言に驚いた。修正案は加盟組織が大変な決意をして提出したものである。全労連大会のように論議の時間が限られている場合には、提出された時点で、議事運営委員会で論議し問題がなければ、議案提案直後に提案させる。発言時間は基本的に提案者の希望を聞いて、相談して決めることが民主的運営だと思う。修正案を含めた議案提案について意見を述べるのが、各代議員に保障されている権利であり義務である。今回の場合、全教の代議員の意見のようにすれば、1日目に発言した6人の代議員からその権利を奪ってしまうようになった。私が代議員であったら、全教代議員の発言を厳しく批判した発言をしたと思う。

1日目の神奈川労連議長の修正案提案、2日目の福田副議長、住谷副議長の発言はすばらしかった。修正案に共感する発言もいくつかあった。千葉労連の代議員からは全労連の団結を守るために、議長立候補を取り下げて欲しいとの発言もあった。今回の議長立候補は修正案とセット的な内容だったが、全労連結成後25年もたっているのに、産別と地方で構成されているはずの全労連で、1人も地方からの議長選出はなく、女性議長も実現していない。民主的な組織であれば、基本的な方針は変わらなくとも、議長に誰がふさわしいか大いに議論し、対立選挙となってもなんらおかしくない。それで壊れるような団結ならもともと組織がおかしいのだ。組織に自信を持って大いに議論し、立候補もし演説するなり文書で意見を述べて、全労連の前進のための抱負を競い合えばいいと思う。

3日目・最終日、発言がすべて終わった後に、神奈川労連の山田事務局長が発言を求め、修正案は基本的に取り入れられたと判断し、今後も神奈川労連としても働きかける決意を持って修正案を取り下げ、議長立候補も、水谷氏も同意して取り下げるという感動的な発言を行った。この発言に対し、まとめの中で、英断に敬意を表するなど、民主的な考え方では理解

に苦しむような発言があった。

今回の大会は神奈川労連の修正案提出と議長立候補等もあって緊迫したいい大会になったと思う。ただ時間が限られていたために、修正案の内容を正しく理解してもらうことが出来たかどうか疑問が残った。国家公務員の組合を抱えているので、安倍政権打倒の旗を掲げて国民的大運動の中心を担うと言わず、^ア倍政権打倒の国民的大運動と連帯するとしかいいない執行部に対しての批判は、それなりの代議員（自交総連の代議員も公務員組合の大会に来ていたのかと驚いたという趣旨の発言をしていた）は理解し共感していたが、理解できなかった代議員もかなりいたのではないかと。政府に対して批判はするが決定的に対決するようなことは避けるというのは、最賃裁判でも見られたこれまでの全労連の姿勢である。

また、議長は誰に投票するかで、まだ立候補演説もされていない、30数文字の決意しか判断材料がない1日目の夜に、かなりの組織で厳しい組織的締付け・拘束が行われたことも、産別の代議員として参加した神奈川労連の仲間から報告されている。組織の決定だと押しつけられたようだが、「組織」の決定は何時、どこで、誰によって行われたのか疑問が残る。また、神奈川労連の議長立候補については全労連内規で、60歳を過ぎている場合には専従にしないと定めているとして、一方的に非専従と記された。

以上述べた様な、表からは見えない、理解できないような問題点もいくつかあり、今後の全労連運動が克服しなければならない点もいくつか見えた大会であった。

活用資料

2014 年全労連大会における神奈川労連の修正案、発言等

7月に開催された全労連大会に神奈川労連は、大会議案に修正案を提出し、提案説明や関連発言をしました。以下、神奈川労連が提出した意見、修正提案、福田副議長、住谷副議長の発言、修正案や議長立候補についての山田事務局長の対応表明を掲載します。(編集部)

資料目次

活用資料-1	全労連第27回定期大会における修正案提案と議長立候補についての総括
活用資料-2	全労連第27回大会方針案に対する意見について
活用資料-3	第1号議案 2014年～2015年度運動方針に対する「修正提案」
活用資料-4	福田神奈川労連副議長の発言
活用資料-5	住谷副議長の発言メモ
活用資料-6	山田事務局長の修正提案や議長立候補への対応表明

活用資料-1

全労連第27回定期大会における(神奈川労連の)修正案提案と議長立候補についての総括
2014.8.27 文責：山田浩文(神奈川労連事務局長)

(1) 全労連大会前の経過

- ① 第10回企画委員会(6月4日)と第9回幹事会(6月7日)に、「全労連第27回大会方針 草案」について議論した。役員・幹事からは「危機感が感じられない」「総括がない」など厳しい意見が出された。
- ② 幹事会での議論を受けて、「この草案では全労連の減少に歯止めがかからない」ことを主な理由として、「全労連議長への立候補も考える」との文書を全労連議長あてに送付した。
- ③ 6月27日に全労連役員2人が来局し、福田・住谷・山田で対応し懇談した。「草案ではなく事前配布議案で議論してほしい」などが出された。
- ④ 「全労連事前配布議案」について、第11回企画委員会(7月1日)と第10回幹事会(7月5日)に議論した。基本的内容は「草案」とほぼ変わらないことから、修正補強を求めて神奈川労連として意見書を提出することを確認し、7月7日に全労連に送付。あわせて全組織での議論を呼びかけるために、中央単産・地方組織にも意見書を送付した。いくつかの組織から反応があった。
- ⑤ 議長への立候補については、意見書に対する全労連の対応によって企画委員会で判断することを、幹事会として確認した。
- ⑥ 7月18日に全労連に問い合わせたところ、「趣旨を受け入れる部分はあるが、文書の修正はなく大会で提案する」との回答であった。同日に開催した企画委員会において、回答に基づく対応を検討した結果、i) 全労連大会において修正案を提案することは全

員一致で確認、ii) 議長への立候補は反対意見もあったが立候補することを決めた。同日に立候補届を全労連へ送付した。

- ⑦ 上記の対応について第11回幹事会(7月21日)で確認し、また、全労連大会当日の対応は代議員に委任することを確認した。
- ⑧ 大会前に全労連事務局から「修正案の提案はあるのか？」との問い合わせがあり、「あるのであれば、討論に入る前に修正提案の時間をとる」とのことであったので、大会初日の開始前に修正案を持ち込んだ。なお、大会前に立候補に関する調整などの話しは無かった。

(2) 全労連大会(7月27~29日)における経緯

- ① 1日目の議事運営委員会の提案によって、執行部提案の後に修正案の趣旨説明時間が6分間とられ、水谷議長が行った。
- ② 討論の中で福田副議長、住谷副議長から修正案を補強する発言を行った。
- ③ 討論において、他組織代議員から修正案・議長立候補についての意見が出された。代表的な発言として北海道労連「修正案の趣旨に賛同できるが、団結のために補強案としてほしい」、千葉労連「神奈川労連は頑張っているが、立候補は分裂策動であり立候補は取り下げるべき」
- ④ 2日目午前中に修正案についての幹事会答弁があった。幹事会答弁について、2日目の議事終了後に小田川事務局長と福田、住谷、山田で議論・確認し、3人で基本的な対応方向を相談した。時間がなかったこともあり、修正案・議長立候補の意味が十分に伝わっていない、ここで押し通すと今後の神奈川労連の意見・教訓がまともに受け止められない可能性があること、などを勘案して補強案とし立候補を取り下げることを確認。
- ⑤ 3日目朝に代議員会議を開催し、上記の確認とその表明を行う山田の発言について議論し確認。その内容を全労連幹事会に伝え、採決は執行部提案のみ行われ、役員選挙は信任投票となった。

※なお、大会期間中に県内の単産役員などを含めて、様々な働きかけがあった。各組織で修正案・議長立候補に対する対応が相談された模様。修正案については賛同の声もかなり寄せられた。また、大会後にもいくつかの反応がある。

(3) 総括

- ① 全労連議案と大会に臨む態度について、幹事会3回、企画委員会3回かなりの時間をとって真剣に議論し、決めた対応であった。興味本位などではなく、全労連の拡大発展を实践する立場からの修正案・立候補であった。
- ② 修正案も立候補も全労連大会において史上初めてのことであり、各組織からも様々な意見が寄せられたが、全労連議案を全体で深める点において、意義があったと考える。
- ③ 議長立候補については、各組織に説明する時間がなく意義が十分に伝わらない点があったが、「地域を主戦場」とした運動を進めるうえで、地方組織からの役員選出について問題提起となった。
- ④ 決定された全労連方針の具体化にあたって、大会での幹事会答弁を踏まえることを要望していくとともに、神奈川労連として実践の先頭に立って奮闘する。
- ⑤ 全労連役員、特に地方からの役員登用について、神奈川労連幹事会としても議論し、

全労連に提案をしていく。特に、激動の情勢にあつて「大単産持ち回り」の人事ではなく、全労連を拡大発展させるための人事を提案していく。

以上

活用資料-2

2014年7月7日

全労連議長・大黒作治 様

神奈川県労働組合総連合
議長 水谷 正人

全労連第27回大会方針案に対する意見について

7月5日に開催した神奈川労連第10回幹事会は、7月末の全労連大会に向けて提起されている事前配布議案を議論しました。

特に、安倍内閣による憲法・労働法制大改悪、戦争国家づくりという、歴史的な大転換・激突の情勢の中にあつて、全労連に結集する全国の仲間より一層の団結を強め、踏ん張つて全労連の組織と運動を維持発展させるためにどうすべきか、組織率が20%を切る状況からどう反転攻勢するか、の観点で真剣な議論を行いました。

神奈川労連幹事会としての率直な意見を以下に申し上げます。

つきましては、この意見が全労連第27回大会方針にどう反映されるのかご回答を頂きたいと思ひます。全国の単産・地方組織の仲間のご意見もどうか聞いておき、各組織にも送付する予定にしています。全労連執行部の対応と全国の仲間からのご意見の結果をみたうで、組織拡大強化、賃金・最賃闘争、憲法・労働法制問題など重要なテーマについては、大会の場での発言・議論、修正提案も準備していきたく思ひます。

1 全労連結成から四半世紀、25年間の運動と組織の到達点をリアルに総括した上での方針提起にすべきだと思ひます。

全労連第27回大会議案には、これまでの運動と組織活動の到達を踏まえて総括を行い、今後にかすべき教訓を引出し、方針を提起するという基本的なことが、今の重大な情勢と厳しい組織後退の中で行われているのかどうか、大きな疑問を抱かざるをえません。リアルな到達点をもとに真剣で深い総括がなければ、次に『がんばる』エネルギーと闘う決意は生まれてこないものと思ひます。この重大な情勢と組織実態のもとで、『闘いに確信が生まれる危機感と展望』を共有できる総括を是非行つていただき、議案に反映させていただきたいと思ひます。

(1) 全労連組合員は、最高時の140万人から50万人も減少しています。このリアルな現実の到達点を踏まえた上での総括議論を行うことで、次につながる教訓を導き出すことができ

と思います。「頑張ったが減少してしまった」のは何故か、その内的外的要因はどこにあるのか、今後生きる教訓は何か。単産・地方組織・全労連の力量と機能低下の現状から、「底を打って」前進する組織拡大、次世代育成方針を提起すべきものと思います。

組織の再建・再生と次世代育成のために必要であれば、全労連組合員を信頼して、大胆な費用抛出や人的配置、組織拡大を最優先する運動方針を全組合員の討議に付し、深い議論と変革の闘志がわく意思統一をすべきではないでしょうか。その時だと思います。

神奈川の現状からみれば、待ったなしの緊急課題であり、このまま2年が過ぎれば、歴戦の幹部活動家は激減し、大志と気概をもった次世代の幹部活動家はますます困難になり、全労連は非常に大変な状況になってしまはないか、大きな懸念を抱きます。

(2) 結成以来の運動の重要な柱であった春闘、全国一律最賃、公契約、均等待遇、社会保障、憲法、政治変革、労働行政への参画、ナショナルセンターの機能発揮はどこまで到達できたのか。戦前・戦後の戦闘的で積極的な課題継承はどこまで到達できたのか、率直な総括にもとづく教訓の引出しが求められます。

また「安全・安心社会」は「安全・安心の国づくり」という治安用語を連想させる言葉であり、共謀罪のことも考えると、権力側が監視社会に誘導する官製用語だと思います。別の言葉に替えるべきと思います。

日本独特の春闘、一斉要求・一斉回答・統一回答指定日、統一闘争・統一ストでの賃上げ相場づくり春闘は、統一どころかバラバラで個別企業対策でお茶を濁す程度になっており、解体春闘・春闘終焉と揶揄されるまでになっています。なぜこういう内容・結果になったのかの要因究明を深く真剣にすべきです。今年の3・13行動は当初方針どおり成功したのでしょうか。来年につながるまともな総括をしなければ、全労連はこんなものか、決めたことの半分程度やればいいのか、春闘や労働運動は適当に形だけ整えればいいのか、と思われかねません。

また全労連運動で頑張ろう、労働運動に夢とロマンを抱き、困難に直面しても粘り強く変革の気概を燃やしつづける次世代幹部活動家づくりにも大きなマイナスの影響になるのではないのでしょうか。

2 統計や資料に基づく情勢分析ではなく、労働や活動の現場で、もがき苦しみ、それでも頑張っている仲間の声や実践からの情勢分析にすべきと考えます。

公務・民間、大企業と中小企業を問わず、正社員は長時間過密労働でクタクタ、派遣・期間工・委託・パートなど有期・間接雇用の非正規労働者は低賃金といつ首なるかの雇用不安のなかで働き、正規と非正規の身分、差別と分断、目標・成果・業績追求の競争に煽られ、超ストレス環境のなかで働いています。

この現場労働者の苦しみ、厳しい職場の現状、そして要求づくりと闘いの苦闘、要求にもとづく組織化、この現場の生活・労働・闘い・仲間づくりの生の声から見た情勢分析が必要です。

政府や大企業などの統計や資料の羅列からは、本当の矛盾や、矛盾のなかからの要求・抵抗、共同と統一、階級闘争の発展は見えてこないと思います。逆に、政府と大企業の強大な支配力と組織率17%台に見られる労働運動の弱体化の面的見方になり、何をやってもダメだの諦め感におおわれ、賃金闘争自粛にもつながっているのではないかと思います。

全国津々浦々にある全労連組織から情報を集め、激しい矛盾の渦中での困難を伴うたたかいの中から、学ぶべき教訓的活動や仲間の姿を鮮明にし、闘えば展望が開ける情勢分析にすべきものと思います。

3 『数は力』『組織拡大は最大の要求実現闘争』『組織拡大こそがすべての問題解決の力になり、組織の活性化につながる』。この原点に立った勇猛心を掻き立てる組織拡大方針を最優先の第1に提起すべきと考えます。

首都圏に位置する神奈川労連でも組織人員が10万人を切り、公務・民間の地方単産は、専従者が持てない、事務所維持が困難、活動の集約ができない、会議や集会参加は減少の一途、継承者がいないなど、年々困難な状況が深刻になっています。地域労連・地区労は更に深刻です。

全労連と各単産・地方組織・地域労連・職場組織は、この組合員減少による組織弱体化の現実に目をそむけず、リアルに現実を観て、反転攻勢の組織拡大に全力を傾注する方針と目標をたて、決めたことを激励しながらやり遂げることが、最優先の第1番目の実践的課題です。この組織拡大を、この先2年間もこれまでのように「頑張ったができなかった」程度の活動にしていたら、全労連の組織と運動に未来はなくなってしまいます。

事前配布された全労連第27回大会方針案では、組織の減少に歯止めを掛けられないどころか、幹部活動家が大きく減少し、組織の存亡にかかわる重大な事態になってしまいかねません。傘下の各単産と地方組織・地域労連の組織状況を正確に把握して、断固としてやり遂げる組織拡大方針を確立すべきと強く思います。

そのために、神奈川の実践をもとに以下のことを提起いたします。

① 中央単産と地方組織のリアルな組織実態からの拡大目標と拡大針の確立

各単産・地方組織は、傘下組織の現時点の組織活動を把握し、2~3年程度先の組合員と幹部活動家の減少予測を立て、組織の現状維持と増勢には何人の拡大が必要かを割り出し、拡大目標人数をたて、その目標をやりきる方針確立を徹底すること。

② 『地域を拠点・主戦場』にした地域労連・地区労と地方単産の拡大強化を

『全労連の宝』といわれる地域労連・地区労の拡大強化の位置づけを明確にして、未組織労働者の組織化のために、原則としてすべての地域労連・地区労に『〇〇地域合同労組』をつくる。この地域合同労組に、既存の組合員が協力員として加入して、労働相談・組織化や組織運営・交渉の活動など、可能な活動に参加する。この活動を通じて単産に加入する組合員や職場組織もつくる。未組織の組織化のために、地域の民主団体・政党などと紹介・相談・組織化のネットワーク（未組織の組織化共同センター）をつくる。要求実現や権利侵害回復のために労基署・労働審判・都道府県労委などを活用し、弁護士との協力関係もつくる。

地域労連・地区労が中心にすわった、地域ぐるみの個人加盟労組『地域合同労組』づくりの全国運動を大々的に展開する。

地方単産加盟の職場組織は、その地域にある地域労連・地区労に必ず加盟して未組織の組織化活動に参加し、地域合同労組づくりと単産加盟組織作りに貢献する。

製造業の重点を決めた組織化戦略と具体的方針をもつことも必要です。

近い将来には、地域合同労組の都道府県段階での協議会づくり、全国協議会づくりも予定する。

③ 都道府県労連（地方組織）は、ターゲットを絞った組織化方針確立

例えば、憲法 25 条をいかにするためには、医療・介護・保育・福祉職場での組織化と組合づくりが不可欠です。年金者組合の拡大を含めた憲法 25 条関連の産業・業種にターゲットを絞った組織化方針と目標の確立。関係する公務・民間の地方単産と地方組織で組織化推進（対策）委員会をつくる。

国と地方自治体・学校では非正規労働者の急増と委託化・下請け化が急速に進んでいる。この公務職場の非正規労働者と関連労働者の組織化のために公務・民間・地方組織で対策委員会をつくって、対象と目標をもった組織化を推進する。

各地方組織ごとにある労働相談センターは、相談員の確保とスキルアップをはかり、『相談からの組織化』を強化し推進する。

④ 全労連では、大企業との労使関係を重視した組織化戦略、組織統合

通信労組・郵政労働者ユニオン・電機ユニオンなどの大企業関係組織の拡大強化、新たな大企業関係での組合づくりを進める。

イタリアのNCの6割？の組合員は年金者組合。年金制度は憲法 27 条勤労権に根拠があり、年金者組合の全国的な拡大を進める。

全建総連傘下の地方組織が地方労連（埼玉・神奈川・千葉・岩手・京都・福岡・熊本など）に加入しているところでの拡大と、他の地方への組織づくりを進める。

公務・民間で非正規労働者が急増し、彼らの働きがなくては仕事や職場はまわらなくなっている。均等待遇、『同じ仕事で同じ賃金・労働条件当たり前（同一労働同一賃金）』の大運動を全国的規模でおこし、非正規労働者の組織化、『非正規労働者は全労連へ』のキャンペーンをおこなう。

組織拡大を進め、より影響力を発揮するために中央単産の組織統合も丁寧な相談のもとで進める。

⑤ 全労連と中央単産・地方組織での組織化推進・点検体制

定例の機関会議（幹事会・執行委員会）において、必ず各单位組織ごとの組織目標に対する到達数を把握し、『決めた目標は、力を合わせ激励しながらやり遂げる』組織化の推進・点検をおこなう。

⑥ 全労連・中央単産・地方組織の定期大会を目標達成・増勢で迎える

各大会の開催日までを大会記念の拡大月間に設定し、この大会成功の第1義的な課題に組織拡大を設定し、大会までに総力を挙げた拡大運動をおこない、目標達成して増勢で大会を迎える気風をつくる。

⑦ 組織拡大、次世代育成に必要な費用拠出やオルグなど人的配置

2009 年ごろに3か年連続でおこなった拡大推進基金、毎年組合員一人 1000 円カンパ運動に学び、全労連の存亡をかけた拡大運動提起とその裏付けの費用拠出・カンパ運動を提

起する。お金を出しあうことが、拡大目標に執着心を持ち、全組合員参加の拡大運動に発展できる。

4 労働組合の本来的な任務と役割発揮が求められる賃金と社会保障闘争、最賃・公契約・均等待遇を基調とする裁判闘争・実力行使を含む覚悟を決めた闘争方針を提起すべきです。

(1) 次世代育成幹部・活動家づくりのためにも覚悟を決めた闘争方針を立てるべきものと思います。全労連結成に携わり、苦労と喜びを分かち合った先輩・仲間たちは、全労連運動の大胆な要求闘争に夢とロマンをもっていました。ですから、厳しい困難に立ち向かい頑張ってきました。このことからしても、重点要求・課題での実力行使を含む覚悟を決めた方針提起が求められます。

(2) 労働組合の本来的な任務と役割である『賃金と社会保障』要求の実現の重大な闘争時期には、ストライキなど実力行使を提起して、それをやり遂げる丁寧な運動づくりをする必要があります。世界の労働運動に学ぶべきです。署名も大切なことはわかりますが、数が多く、中途半端な署名数では要求実現は不可能です。春闘での賃上げ、医療・年金・介護・生保など重要な時期にはストライキで立ち上がる、ストを組織する、中央だけでなく全国で立ち上がる大衆的運動提起をすべきと思います。

国家公務員の賃下げ反対裁判、神奈川の最賃裁判、賃金差別裁判、生活保護裁判、建設アスベスト裁判、これから取り組まれる年金裁判など、賃金と社会保障にかかわる裁判闘争支援の強化も、当然ながら必要です。

(3) 『最賃・公契約・均等待遇』を全労連は勿論、単産・地方労連の最優先の要求・運動の基調にすべきと思います。

① 時間額 1000 円以上の全国一律最賃制度の実現

神奈川で始めている最賃裁判、憲法・最賃法・国連社会権規約・ILO条約などを根拠にした、時間給 1000 円未満の労働者を原告に組織した最賃裁判を、全国の主要な都市、20 以上の裁判所に提訴してたたかう方針を提起すべきものと思います。行政訴訟で勝ち抜くことはそう簡単ではありませんが、主要な都市 20 か所以上の裁判所で『最賃は 1000 円以上にすべし』との裁判は社会的インパクトがあり、国際的にも遅れをとり、憲法にも抵触するバラバラ最賃の実態と、全国どこでも 1000 円以上の全国一律にすべきとの分かり易い最賃闘争になります。そして、1975 年の与野党法案を参考に全国一律最賃法案をつくり、欧米のように全国統一闘争に発展させ、全国統一ストライキで法律をつくる国会・国政選挙にも影響を与え、立法闘争への展望が開けてくるものと確信します。

全労連が先頭に立って全国一律最賃をつくる歴史的チャンスだと思います。

② 公契約条例、公契約法

神奈川では、政令指定都市の川崎市・相模原市と厚木市で条例成立・実施して、全国でも 11 自治体に前進しています。この公契約条例は、地方切り捨て政治や少子高齢化の急速な進行もあって、公共工事や委託労働者の賃金確保だけでなく、疲弊しつつある地域で

住民の税金が地域経済に生かされる重要な政策となっています。また設計労務単価の引き上げが現場にいきわたらず、消えてしまっている大問題の解決にも役立ちます。さらに地域の賃金ダンピング歯止めと賃金相場作りの役割発揮もします。

地方組織ごとに重点自治体を決めて、大胆な全国運動を展開すべきものと思います。これと連動した国会での公契約法づくりも進めます。

③ 均等待遇運動

非正規労働者が公務でも民間でも急増し、女性と青年層では5割以上が「正規で働きたくても非正規の労働しかない」のが現実になっています。間接・有期雇用の低賃金・不安定雇用者が職場の仕事を支え、この人たちがいないと職場は回らないのも現実です。このことで大企業は大儲けして内部留保に吸い上げています。労働者支配の常套手段である、差別と分断の典型です。

これに対置する闘いは、均等待遇要求、均等待遇大運動だと思っています。すべての職場で、『同じ仕事で同じ賃金・労働条件当たり前』の創意を凝らした均等待遇要求を提出し、要求実現と正規労働者への転換雇用要求の大運動をおこし、同時に非正規労働者の組織化運動を大々的に展開します。

5 戦争も貧困も絶対反対、憲法・労働法制大改悪反対の労働者・労働組合の大共同闘争、ストライキ闘争を大胆に提起すべきものと考えます。安倍内閣打倒・国会解散を求め、来年春の一斉地方選挙で憲法と労働法制を争点に押し上げ、政治変革と要求実現、要求実現選挙を明確にした方針提起を

(1) 労働法制大改悪反対運動が、なぜ労働者・労働運動のなかで盛り上がらないのか。その原因は、労働現場にあるのではないか。労働の現場、職場では非正規労働者が増えてこの人たち抜きにしては仕事と職場は考えられない、残業代もまともに払われていない、これが日常になっている。正社員が減り、非正規が増え、成果やけじめをつけないと帰れない、残業代は全額もらえないもの、これが現実となり、労働法制大改悪の先取りが現場の常識となっており、反対してもしょうがない、諦め感が漂っているからではないでしょうか。

この現実、職場の日常の「異常」を変えていく、相当深い議論をしないと闘いに立ち上がれないものと思います。働き方を変える、本来の働くルールを再認識する徹底した学習と対話・討論が必要になっていると思います。これは憲法闘争にも通じるものがあると思います。

(2) 憲法・労働法制を一对にした学習・対話・討論の徹底を、腰を据えてやりきる必要があります。そして、職場の内外、街頭に打って出る署名・宣伝活動の強化、署名目標をやり切る推進と点検、国会解散・安倍内閣打倒を明確に打ち出しての重要な時期のストライキ配置をする方針提起が必要です。

(3) 来年春の一斉地方選挙は（地方選挙ですが）、憲法と労働法制、消費税10%引き上げ反対を重大争点に押し上げ、審判を下す大チャンスです。戦争できる国になってしまえば自治体も軍事大国・戦争国家体制に組み込まれて住民の福祉と命を守る施策は当然に後退し、社会保障は収奪にかわり、軍事優先で地方・地域から働くルールの破壊に拍車がかかることは

明々白々です。国政と密接不可分な関係にある地方の政治の変革、要求実現選挙を明確にした方針提起も必要です。

6 全国津々浦々で不当解雇や差別、組合つぶしと果敢に闘う仲間の支援強化とすべての争議勝利を獲得する方針提起をすべきものと考えます。

2009年のリーマンショック以降、日産・いすゞ・資生堂・ダイキンなどの非正規労働者の仲間は、厳しい生活に耐えながら裁判闘争を軸に争議を粘り強く闘っています。多くの仲間が物心両面で、この理不尽な解雇の支援を続けています。山口のマツダの仲間は山口地裁で派遣先マツダに雇用責任を認めさせる画期的な判決を獲得し、このマツダの派遣労働者に続けと奮闘しています。全労連は、リーマンショックの非正規切りを許さない闘いの先陣を切り、彼らは全労連や単産のオルグ・要請を受けてこの闘いの中で、いつも希望の星としての存在感を示していました。

社会保険庁の分限免職争議、JALのパイロット・客室乗務員大量整理解雇争議なども不屈に闘っています。

これらの資本と国家の不当解雇と闘う争議の支援運動強化は、必ず方針に入れるべきだと思います。今度の方針案では何も触れられていません。大問題だと思います。全労連運動や闘うまともな運動への一番過酷な攻撃と闘う仲間への支援と早期解決にむけた取り組みは、全労連運動の生命線とも言えるものです。裁判に負けたら更に支援を強化することが当然ではないでしょうか。

7 ナショナルセンター、ローカルセンターの機能発揮を具体的に提起すべきものと考えます。

歴史的な重大な情勢のもとで、労働者が闘いに立ち上がる状況をつくり出すために、全労連、ナショナルセンターの機能発揮がためられていると思います。

労働組合中央組織としての大きなスケールでの国と資本との対峙、労働運動が中心の役割をになった国民的共同・一点共闘と統一戦線構想、政策提起、憲法・労働法制をめぐる歴史的転換点・激突の情勢にふさわしい毅然とした全国統一闘争・統一行動・ストライキ闘争の提起などが求められています。

国会や霞が関周辺、中央省庁前行動・交渉、日比谷野外音楽堂の集会の繰り返しでいいのでしょうか。

全労連は全国組織です。重大な憲法や労働法制の情勢を主体的なたたかいで打開するためには、時間をかけてじっくり用意周到に準備し、オルグして、全国津々浦々で、単産・地方組織・地域労連・職場の各持ち場で立ち上がり、草の根の共同をひろげ、全国各地で一斉に労働者・労働組合が蜂起する、マスコミも取り上げる、音に聞こえ目に見える大規模な全国一斉行動・闘争を提起し、実行に移す時です。

全労連新聞は、編集・発行体制を充実して、「全労連は一つ」の運動交流と団結に寄与していくものにすべきではないでしょうか。

また、国や自治体の労働・社会福祉を中心とした行政・各種審議会・最賃審議会への全労連・地方労連の参画、労働審判制度の審判員や中労委・都道府県労委の労働者委員の獲得と全労連としての役割発揮、結成25年のナショナルセンターとして市民権を得るためにも当然に重要なとりくみです。

結成 25 年の全労連として、中央・地方の最賃審議委員、厚生労働省関係の審議委員を具体的に獲得していく方針提起が必要ではないでしょうか。

以上

活用資料－3

全労連第 27 回定期大会 14/07/27～29

第 1 号議案 2014 年～2015 年度運動方針に対する「修正提案」

提案者 神奈川県労働組合総連合

神奈川労連幹事会は、安倍内閣による憲法破壊・労働法制大改悪、戦争国家づくりの暴走が強まり、安倍内閣打倒の国民的大運動がよびかけられる歴史的な大転換・激突の情勢の中にあつて、全労連に結集する全国の仲間のより一層の団結を強め、全労連を強く大きくするためにはどうすればよいのか、神奈川労連の到達から全労連の現状をみて、憂慮と危機感、そして展望をもちながら率直かつ謙虚に議論をかわしてきました。

「踏ん張って」全労連を維持発展させるためにどうすべきか、経過と到達点をリアルに分析した深い総括のうえに、今後に生かすべき教訓の引き出しがおこなわれているのかどうか。非正規雇用労働者の激増と組織率が 17% 台の現状からどう反転攻勢するのか。この観点で全労連大会議案の真剣な議論を行いました。

全労連行動綱領は、『全労連は、日本の労働運動の積極的なたたかひの伝統をひきつぎ、『多数の力』を発揮するためには要求にもとづく大きな団結と統一をつくり』、『全労連は、「多数の力」を本当に結集できる生命力をもち、日本の労働戦線統一の母体となる』と宣言しています。そして基本活動の第 1 項目で『組合員が全労連の活動のすべてについて自由に意見が表明できることを保障します』としています。

結成 25 年の節目を迎え、結成時の大志とロマンをよびさまし、全労連の組織と運動が「底を打って」維持・発展をとげる積極的な立場で修正提案を行います。もちろん、神奈川労連は、今後とも、全労連の団結を大切に、強く大きな全労連づくりの先頭に立って奮闘する決意です。

以下のとおり、3 点に絞って修正提案をおこないます。大会代議員各位の皆さんの積極的な議論と、この修正提案に対する賛同を心からお願いいたします。

1 「安倍政権打倒」にかかわる方針案の修正

1. 修正箇所（事前配布議案のページと行数）と修正提案

(1) 修正箇所 / 14 ページ 6 行目の「も多大な影響を及ぼすことにもなりかねない。」

●修正提案

も多大な影響を及ぼすことは確実であり、安倍内閣打倒を掲げ、国民的大運動に発展させ、安倍暴走政治を終わらせ、政治の大転換を実現していく。

(2) 修正箇所／14 ページ 11 行目の「①安倍内閣の改憲暴走とのたたかいで国民共闘」

●修正提案

①安倍内閣打倒のたたかいで国民的共闘

(3) 修正箇所／14 ページ下から 3 行目 意思統一を深め、憲法を守りいかす取り組み

●修正提案

意思統一を深め、安倍内閣打倒と憲法を守りいかす取り組みが

2. 修正理由

7月1日安倍内閣は、憲法9条の解釈改憲である集団的自衛権容認の閣議決定を強行し、戦争しない国から戦争する国へ、平和と民主主義を否定する軍事優先国家づくりへ突き進む、戦後の平和憲法下の日本の社会を180度真逆に切り替える政治方向を決めました。このことは、立憲主義の否定であり、自民党改憲草案を実現目標に、戦後レジームから脱却、日本を戦前に取り戻す、戦争推進・暗黒社会の戦前回帰に大きく舵を切ったもので、断じて許せず、閣議決定撤回を求めるものです。

命をかけて戦争反対を闘ってきた戦前戦後の日本労働運動の戦闘的伝統を引き継ぎ、平和憲法擁護の行動綱領をもつ全労連は、安倍内閣打倒の方針を明確に決定し、その真価と本領を発揮すべき時です。労働法制大改悪、国家戦略特区、原発やTPP推進、大企業優遇税制と消費税など庶民増税推進、沖縄の米軍基地移設、震災復興問題などからみても戦後最悪最低内閣です。マスコミ各社の世論調査でも安倍内閣の暴走に反発が多数となりつつあります。

全労連は、国民大運動実行委員会や憲法共同センターに結集する仲間と共に、全国津々浦々で安倍内閣打倒の国民的大運動の先頭に立つ時だと強く思います。

2 組織拡大と次世代活動家・幹部育成にかかわる方針案の修正

1. 修正箇所と修正提案

(1) 修正箇所／15 ページ 17 行目 組みを進める。(以下に修正提案文章を挿入)

●修正提案

組みを進める。その前提として、①各単産・地方組織は、2～3年先を見越して、組織の現状維持と増勢には何人の拡大が必要かを予測計算して、拡大目標人数をたて、その目標をやりきる方針を確立する、②各地方組織は、「地域を拠点・主戦場」にした地域労連と地方単産の拡大強化方針を確立する、③全労連・単産・地方組織・地方単産・地域組織に拡大推進委員会を設置して「決めた目標はやり遂げる」推進と点検をおこなう、④各組織で次世代活動家・幹部育成の目標と計画を確立する。この四つの方針を徹底する。

(2) 修正箇所／21 ページ 5 行目 拡大大運動に取り組む。(以下に挿入する)

●修正提案

拡大大運動に取り組む。

「数は力」「組織拡大は最大の要求実現闘争」「組織拡大こそがすべての問題解決の力になり、組織の活性化につながる」。このことを基本にすえて、①中央単産と地方組

織はリアルに組織実態を把握して拡大目標と拡大方針を確立する、②「地域を拠点・主戦場」にした地域労連・地区労・地域合同労組と地方単産の拡大強化をはかる、③各地方組織は、産業・業種、中立組合などターゲットを絞った組織化戦略と目標をもつ、④全労連は、大企業との労使関係を重視した組織化戦略をもつ、⑤全労連と中央単産・地方組織・地方単産・地域労連での組織化推進・点検体制を確立する、⑥全労連・中央単産・地方組織・地方単産・地域労連は定期大会を目標達成・増勢で迎える、⑦組織拡大、次世代育成に必要な費用拠出やオルグなど人的配置、これらを議論を深めたうえでおこなう。

2. 修正理由

神奈川労連は、発足時の7万5千人から2010年の最高時10万3千人に到達し、現在9万5千人に後退しています。ここ数年、年間1万人前後拡大しても減少傾向は止められず、傘下の19単産・16地域組織の専従者・事務所維持、幹部・活動家の減少など、このまま推移すれば組織と運動に危機的状況を招きかねない事態となっています。この現状・到達点をリアルに分析・総括し、この一年間、組織と運動を反転攻勢する11万人神奈川労連建設の新3か年計画を全組織で論議し、9月13日大会で決定します。

最高時140万人から50万人も減少した全労連傘下の中央単産・地方組織・地方単産・地域労連も同様の困難を抱えているのではないのでしょうか。この到達点、組織の後退に目をそむけないで、リアルに現実を観て、「組織減少に危機感をもち、反転攻勢の組織拡大と要求実現闘争に確信が生まれる展望」を共有できる深い総括と教訓の提示をすべき時だと思えます。そして一刻も早く「底を打って」前進する組織拡大・次世代育成方針を提起・着手すべきものと思えます。「地域を拠点・主戦場」に地域組織と地方単産を再建し、地方組織・中央単産・全労連を再生すべき時だと強く思います。

3 春闘、最賃、公契約、均等待遇、争議支援にかかわる方針案の修正

1. 修正箇所と修正提案

(1) 修正箇所／16 ページ下から5行目 リストラ「合理化」による権利侵害を許さず、すべての解雇争議の勝利をめざす。

●修正提案

リストラ「合理化」による権利侵害を許さず、JALや非正規争議などに対する不当判決・司法反動化と断固たたかい、すべての争議の勝利をめざす。

(2) 修正箇所／17 ページ6行目 春闘の統一闘争を強化し、回答水準の引き上げをめざす。

●修正提案

春闘の統一闘争を強化し、すべての職場での大幅賃上げなど春闘要求づくり、一斉に要求を提出・一斉に回答を引出し・ストライキを含む統一闘争・地域春闘にたちあがり、賃上げの社会的相場づくりをおこなう春闘の意義を徹底し、回答水準の引き上げをめざす。

(3) 修正箇所／17 ページ10行目 る賃金格差の解消、非正規労働者の賃金底上げ

●修正提案

る賃金格差の解消、「同じ仕事で同じ賃金・労働条件あたり前」「非正規から正規への雇用転換・無期転換要求」の均等待遇大運動、非正規労働者の賃金底あげ

(4) 修正箇所／17 ページ 15 行目 (この行の上に挿入) 地域間の賃金格差の縮小、

●修正提案

全労連が先頭に立ち、共同をひろげてたたかえば、全国一律最賃制度を実現できる歴史的チャンスを迎えている。①憲法・最賃法・国連社会権規約・ILO 条約などを根拠にして、時間給 1000 円未満の多くの労働者を原告に「最賃時給は少なくとも 1000 円以上」を求める最賃裁判を、全国各地 20 以上の主要な都市の裁判所に提訴してたたかう、②1975 年の四野党法案と先進諸外国の最賃法をもとに全国一律最低賃金法案を策定し、広く労組・団体、学者研究者・著名人、国民各層に賛同を呼びかける、③この全国一律最賃法案の賛同と実現を求めて国会議員要請を全国各地選出の国会議員に対して全国各地で要請行動をおこない、全国一律最賃実現国会議員連盟（仮称）の結成をよびかける、④時給 1000 円以上の全国一律最賃制度の実現にむけてストライキを含め全国統一闘争を設定してたたかう。

地域間の賃金格差の縮小、

(5) 修正箇所／17 ページ 24 行目 設定するなど、運動の全国化をはかる。(以下挿入)

●修正提案

設定するなど、運動の全国化をはかる。公契約法案を策定して国会議員要請行動をおこない、公契約法実現国会議員連盟（仮称）の結成をよびかける。現在 11 自治体で実現している公契約条例の教訓を生かし、「要求実現重点自治体」を各地方ブロック・各地方組織ごとに自発的に設定して取り組む。

2. 修正理由

(1) 安倍内閣による労働法制大改悪と連動した労働事件に際立っている不当判決・司法反動化に対する断固とした闘いが必要です。「解雇争議」だけに限定すべきではなく、「すべての争議」にすべきだと思います。

(2) 春闘の本来の意義が見失われているのではないのでしょうか。全労働者の大幅賃上げの社会的相場づくりの春闘、国民的規模の春闘を正面に据えた学習・議論・方針提起に抜本的に見直すことが必要ではないのでしょうか。1974 年の 32% 2 万 8 千円獲得、75 年の賃上げ 15% ガイドライン設定と支配介入の闘い、独占に迫る使用者概念拡大の闘い、物価値上げ反対の国民春闘など、「春闘の歴史に学び、歴史をつくる」本格的取組みが必要だと思います。

* ドイツでは組織率 19% でも賃上げ波及率は 60% 以上、フランスでは組織率 8% でも賃上げ波及率は 90% です。

(3) 今後の労働運動の最重点は、40% 近くまで増大した非正規雇用労働者の要求実現と組織化にあると思います。均等待遇大運動を具体的に進めることが必要です。

(4) 全労連 25 年の全国の仲間の奮闘は、欧米並みの全国一律最賃制確立の歴史的チャンスをつくりだしています。いまこそ、全労連の知恵と力を結集して、この大事業を成し遂げる、覚悟を決めた大胆な方針提起と国民的大運動の展開をすべき時だと思えます。

* 「最賃裁判には夢がある／神奈川労連」参照

(5) 公契約法と公契約条例づくりも、最賃闘争と同じく全労連運動で前進を切り開いてきました。設計労務単価 23%引き上げが、労働者の賃上げなっておらず、公契約法・条例がどうしても必要です。人口減少・少子高齢化・地域経済衰退で困難を抱える地方・地域での、労働者の賃金確保と地域経済再生・活性化へのカギとなる重要な政策です。具体的に推進する位置づけと方針提起が求められていると思えます。

全労連組織の再建、安倍内閣打倒の政治転換、社会的賃上げ相場づくりの春闘再構築、全国一律最賃制度実現、争議勝利など、本腰を入れた本格的たたかいを進めていけば、必ずや多くの次世代活動家や幹部が生まれてくるものと確信します。

以上

活用資料－4

福田裕行神奈川労連副議長の発言

(全労連大会 2 日目 2014. 7. 28)

私は神奈川で闘われている最低賃金裁判について報告し、一年後に見込まれる判決で何としても勝利判決を勝ち取るため、全労連方針に全面的支援を位置づけていただくことを求め発言します。

最低賃金裁判は、3年前の 2011 年 6 月 30 日、神奈川県内で時給千円未満で働く 50 人の原告が、国と神奈川労働局長を相手に「最低賃金時給千円以上」を求め、歴史上はじめて「最低賃金裁判」を提訴しました。最低賃金ぎりぎり働く労働者が続々と原告に加わり 134 人の大原告団となっています。

裁判の意義は、何よりも時給千円未満で働く原告が毎回の法廷に立ち、直接国に向かって命を削って働き生きる実態を告発し、現行の最低賃金の違法性を訴える。今までにない迫力、緊迫感、法廷いっぱい広がる怒りであります。

3つの仕事を掛け持ちしながら3人の子を女手一つで育ててきた原告は休日もまともにも取れず、さらに食事の準備や洗濯などの家事もしなければならぬため、子どもと話す時間も持てない実態を訴えました。シングルマザーの原告は親の低賃金・低収入のしわ寄せが子に受け継がれてしまい、子の教育等の機会が失われている実態を「薬剤師になる夢を抱いていた娘がいつしか親の経済状況を察し、その夢を諦めていく姿を見て、無力感に駆られている」と訴えました。26歳の独身女性原告は2ヶ所の仕事を掛け持ちしても、家賃や食費等の生活費を支払うと手元にはほとんど残らず、貯金ができないどころか国民年金保険料も支払えず、また冠婚葬祭や大切な友人との付き合いも避けざるを得ない実態を訴えました。大手ファー

ストフード店で働く 36 歳の男性は、15 年働いて 60 円しか時給が上がり、フルタイムで働いても月収 13~14 万円程度で親元を離れられず、自立し結婚して家庭をもつ希望が全く見えません。タクシードライバーの原告は長時間労働などの無理がたたり体調を崩して休職中です。63 歳の原告は年金だけでは生活できず、最低賃金ギリギリの時給で働き、他方で医療費等はかさむ実態を訴えました。どの原告も本音では時給 1500 円ないとまともな生活はできない、「現行の最低賃金ではただ生きるのに精一杯で、最賃法が定める健康で文化的な暮らしができない、少なくとも千円以上にして欲しい!」ということです。

行政訴訟でよくある「門前払い」の難関を突破し、今や 16 回の裁判期日を経ていよいよ本丸の「日本の最賃額を先進国最低レベルに押さえつけている『厚生労働省の最賃額算出 5 つのごまかし』」の審理に国を引きずり出しました。

裁判で明らかになったことは、生活保護と最賃の乖離解消が全くされていないという事実です。2007 年、第一次安倍内閣の時に最低賃金法が改正されて 9 条 3 項が新設され、「労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるような生活保護の水準を下回らないこと」が明記されました。

あれから 7 年経った今、神奈川の最賃 868 円はおろか時給 1400 円でもフルタイムで働いて生活保護の申請をすれば支給がされる事実を、法廷で国は認めました。同様な計算を全国にあてはめれば、現行の最低賃金では全ての都道府県で生活保護を受給でき、生活保護水準を下回っていることになります。

他方、今年 7 月 15 日の中央最賃審議会目安小委員会では「北海道 11、東京 1、広島 4、宮城 1、兵庫 1」のみ乖離があると報道されました。国が時給 868 円、時給 1000 円、時給 1200 円で働いて勤労収入を得ている者が生活保護の支給を受けられることを認めたということは、時給にして 500 円以上、月収換算で 8 万円以上という金額で存在する最低賃金と生活保護との「乖離」が存在することを認めたということです。この矛盾が起きる原因は「目安審議」用いられる「逆転現象の計算のごまかし」があることは明確です。このことについて被告国は明確かつ具体的な反論を全く行えない状態です。

裁判は、いよいよ証拠調べの段階に入ります。国は「生活保護の水準を下回ろうとも国の広範な裁量の範疇である。賃金だけで生活保護の生活費を確実に保証することを 9 条 3 項は予定していない」とまで主張し、裁量権への逃げの一手です。法廷において原告側は被告国の裁量は原告らの憲法上・国際条約上の人権によって制約を受けること、最低賃金の水準に関する国際比較でも異常に低いこと、何よりも原告らはもとより最賃ギリギリで働く多数の労働者とその家族の生存権を直接侵害する以上、裁量は認められないことを太く主張・立証していきます。

今の最賃決定のあり方と異常に低い最賃額水準は現行の最賃法・憲法・国際条約違反は明白です。最賃は最低生計費をまかなう賃金のあり方の根本を問うものであり、生存権である憲法 25 条を確保するナショナルミニマムの「要」であるべきだと思います。この点で、私は 1957 年 8 月に提訴した朝日訴訟を思い起こさざるを得ません。この生存権裁判の闘いが日本のナショナルミニマムの基準となる生活保護水準の到達点を形成したのだと思うのです。現行の最賃は残念ながらナショナルミニマムの要になっていません。最低賃金闘争と最賃裁判は、日本の労働運動に課せられた歴史的、本質的課題なのです。

今、神奈川ではナショナルミニマムの「年金・生保・最賃」3 分野で 25 条共闘を組み、共同で当事者の生活と労働の実態調査を行ってきました。年金と生活保護の切り下げに対して

全国で当事者の強い怒りが広がっており、国を相手に裁判に立ちあがる準備に入りつつあります。

年金・生保の裁判原告とともに1000円未満の貧困にあえぐ労働者の仲間に寄り添い、当事者が立ちあがる裁判を闘うことが必要ではないか。「生存権をかけて、裁判までやって本気で闘う力と位置づけが労働運動にあるのか」ということを日本の歴史と膨大な非正規・低賃金労働者から問われているのではないのでしょうか。

最賃裁判勝利の鍵は法廷内外の最賃運動の拡大と、できうれば最賃裁判を全国各地から提起し当事者を全面に出した裁判闘争を起こすことです。全労連として裁判支援を方針に位置づけていただきたいと思います。さらに日本最賃の第2の異常「47都道府県バラバラ最賃」をやめさせて、全国一律最低賃金制の確立にむけて更なる運動と裁判闘争、最賃法改正への取り組みを構想することが必要だと思います。

活用資料－5

住谷和典副議長の発言メモ

(全労連大会2日目 2014.7.28)

(事前に作成した発言原稿から当日大幅に変えて発言したため正確でないのでメモとしました。住谷)

私は昨年1月から神奈川労連の専従役員となったことから、職場で感じていたよりも全労連運動を身近に感じています。そうした面から、大会議案の在り方に関わって、また、神奈川労連の修正案を深める立場から発言します。

まず、大会議案に関わってです。全労連運動を職場や地域で進めてきた中で、その運動に確信を深め、また、発展させるか、その点から総括が必要です。単産や地域、職場の運動を、全労連がどのように見て、どう捉え、どう総括しているのか、全労連への結集を深めるうえでも必要です。しかしながら、本大会では事前配布議案の第1章に、総括としての到達点が記されています。史実報告という内容で、あまりにも概括的で、そして、本大会の当日配付、事前に示されていない付属資料としても総括が配布されました。しかも、提案では、「2年間のたたかいを振り返り新たな方針を作る」として、少なくない課題で、付属資料を引用しています。これでは確信を得る総括は行われません。節目の評議員会などでその都度、総括がされること、これまでも同様の大会議案としてきたこと、は理解していますが、全労連運動を発展させるうえで、単産・地域、職場を全労連が、どう捉え、どう総括しているのか、それぞれが総括し、確信とするうえでも、大会議案の在り方を見直していただきたい。

次に議案の情勢の部分です。第2章で、「特に重視する情勢等」として、ナショナルセンターとしての情勢の見方として各種政府統計資料や国際的視野で捉えています。しかし、今の、職場、働き方、労働者として、人間として働く尊厳までもが奪われている現状の見方、つまり、職場情勢に触れられていません。

その点から、第5章の組織拡大強化と修正案を深めることについて発言します。

総括では、総がかり作戦をとりくんだ、人員減から純増に転じなかったとしています。職場情勢をリアルに捉え、なぜ増えたのか、どうして減らしたのかという総括が必要です。修正案の提案の際に、神奈川労連の危機的な状況を述べましたが、都市部や地方の差はあるでしょうが、多くの地方労連が同様の状況にあるのではないかと思います。

組織拡大は、単産や単組だけの責務ではなく、地方労連もそれぞれに具体的な方針と戦略を持ち、とりくんでいます。

議案では、全労連が何をするのか、どう具体化するのか、が全く示されていません。全労連として具体的にどう増やすか、何をするのか、示していただきたい。

提案では、「雇用改善と社会保障闘争を結びつけたたかいを強化する。新しい方針」とありましたが、働き、生きる力さえも失えかけている、多くの未組織、非正規雇用労働者の現状を正確に捉え、最低賃金、国保、年金、生保を基軸にした対話と組織拡大も視野にした具体的な提起をお願いします。

修正案に対する中間答弁がありました。神奈川の代議員が発言したように、私たちは、額を争う、その実現に向けた戦術や手法、ではありません。25条、ナショナルミニマム、の点からどうか、ということをお聞きしたい。

中間答弁で、どうしてもわからない点がお聞きしたい。中間答弁では、「公務に配慮して、打倒とは言えない」ということですが、これから全国各地で巻き起こるであろう、安倍内閣打倒の国民的な大運動に、全労連としては、各組織が自主的に判断して参加しろ、ということなのでしょうか。お答えいただきたい。

最後に、神奈川労連は、全労連運動の地域での実践、団結と、発展、組織拡大、をすすめる決意を述べて発言を終えます。

活用資料-6

山田浩文事務局長の

修正提案や議長立候補への対応表明

(全労連大会3日目 2014.7.29)

発言の時間をとっていただき、ありがとうございます。修正案に対する幹事会の答弁があったことを受け、神奈川労連の対応を表明します。

結論から先に述べます。修正案については補強案とし、それにともなって全労連議長への立候補も取り下げます。

そのうえで若干発言させていただきます。まず、修正案について議論して頂いたことに感謝申し上げます。ありがとうございました。

修正案に対する幹事会答弁について、神奈川労連として完全に納得したものではありません

んが、そもそも修正案は全労連運動の前進と、全労連方針への団結を強めるために提案したものであり、各組織代議員の意見も聞かせていただいたうえで、補強案とする判断をするものです。ただ、千葉労連代議員の発言にあったような意図は全くないことを強調しておきます。

「安倍政権打倒」については、その国民的運動の一翼を担うということでありますので、今後、その実現にむけた具体的行動の提起を要望します。神奈川労連は今年の大会から「安倍政権打倒」を掲げています。公務の仲間からも特に異論はありませんので、文書としても「政権打倒」を掲げ全力でとりくみたいと考えています。

組織拡大方針にかかわっては、今後、議論を行うとのことでありますので、全労連幹事会でも大いに議論していただくことを要望するとともに、神奈川労連としても、全労連の機関会議や組織拡大の会議など様々な機会、実践の教訓に基づく意見提案を積極的にしていきます。

情勢からも、すべての労働者の要求を実現することからも、これ以上全労連の組織が減少することは許されないということは、討論でも明らかになったと思います。全労連幹事会が必ず増勢を実現するために責任をもったとりくみを進めていただくよう、強く要望するとともに、神奈川労連も先頭に立って奮闘したいと思います。

最低賃金闘争ですが、神奈川労連の考えは昨日代議員が発言したとおりです。修正案で提案した内容は、議論を進め、さらに最賃闘争を発展させた方針を提起していただくことを要望します。神奈川の最賃裁判の最大の意義は、低賃金で働く当事者を組織し、前面に出て社会に訴えることです。この間、全労連も当事者の組織と運動への参加を強調しています。ぜひ具体的な運動・方針を示していただくことを要望します。

全労連議案における総括については、神奈川の代議員が発言したことについて善処を求めます。

役員人事についてはもっとオープンに議論できるようにすべきと思います。神奈川労連として議論をして意見を述べていきたいと思います。最後に新しい事務局長に要望です。ぜひ、現場・職場・地域の実情をつかんでいただきたいと思います。できれば47地方すべてを回って職場・地域の生の声を聞いていただきたいと思います。

今後も、教訓に基づく意見を、遠慮なく提案し、あわせて決められた方針には固く団結して実践の先頭に立つことを申し上げ、幹事会答弁に対する神奈川労連の対応表明とさせていただきます。

以上

新着寄贈図書資料

図書名	著・編者	発行元	発行年月日	版型	頁数	入手年月日	備考
憲法 25 条「健康で文化的な最低限度の生活」実現をめざす労働者「生活実態調査」報告書	金澤 誠一	神奈川県労働組合総連合	2014.6.1	A4	110	2014.7.15	
神奈川経済センサス活動調査神奈川県確報結果 2012 年 2 月 1 日現在	神奈川県統計センター	神奈川県	2014.1	A4	257	2014.7.15	
2014 年第 60 回日本母親大会のしおり	母親大会実行委員会	母親大会実行委員会	2014.7	A4	124	2014.7.15	
週刊東洋経済 7/26 号特集中間層への警告	東洋経済新報社	東洋経済新報社	2014.7.26	A4	135	2014.7.29	
かながわ産業労働資料情報 No.160	かながわ産業労働調査センター	かながわ産業労働調査センター	2014.08.12	A4	14	2014.08.12	
平成 26 年 3 月号ニュースウォッチャー	横浜市議会局政策調査課	横浜市議会局政策調査課	2014.03	A4	221	2014.08.25	

NPO そうけん Information

(特定非営利活動法人かながわ総合政策研究センター)

2014.7.1~7.31

☆7月31日 第1回理事会

理事 13名中 13名(うち委任状4名)が出席、高橋理事長を議長に選出し、議案を討議し、全会一致で確認しました。

①総会以降の活動報告では、県政プロジェクトの研究会及び県政プロジェクトの政策検討報告の中間取りまとめ案の作成、7月26~27日の県民連絡会夏季討論集会、産業労働調査センター事業の諸活動、地域経済・中小企業活性化研究会、横浜市民アンケート集計事業などについて報告がありました。「研究と資料」の発行の大幅遅れと、早急な発行の推進についても報告されました。②今後の活動方針については、総会方針にもとづき、県政プロジェクトでは、県政政策検討報告書の作成、横浜市民アンケート集計事業は8月中に入力作業のめどをつけること、地域経済・中小企業活性化研究会、産労センター事業などの推進を確認しました。また、今秋と来年1~2月に講演会・セミナーの企画を検討し、テーマと講師の選定も直ちに着手すること、主な団体賛助会員との懇談の具体化を促進することなどを確認しました。

活動日誌

- 07.04 川崎市政研究会 テーマ「国の医療・介護政策と川崎市政の役割」。
- 07.05 労働総研研究会「単産機能の現状と課題」。
- 07.09 教育政策プロジェクト。
- 07.10 資生堂・アンフィニ争議判決調査報告・交流集会。
- 07.12 関東社会労働問題研究会テーマ「『戦後民主主義と労働運動』を読む」
- 07.14 県民連絡会事務局会議。
- 07.16 14年版県政資料集版下完成。

- 07.17 産業労働センター運営委員会。G.N・水環境を考える会。
- 07.18 県政プロジェクト研究会、テーマ「県政政策検討報告中間取りまとめ案」報告 梶田義熙氏(総研)。
- 07.22 シンポ「労働者派遣法改正の動きと今後の人材サービスを考える」 主催 人材派遣・請負会社サポートセンター
- 07.24 「特区」学習会 主催 公のあり方を問い—福祉国家を考える実行委員会 講演1「神奈川における『特区』の事象」講師 金子充氏(NPOかながわ総研理事)、講演2「憲法・平等原則に反する『特区』がなぜ拡大するのか」講師 高橋宏弁護士、報告 「特区」にかかわる医療、労働、建設、自治体の各分野からの報告。神奈川労連・自由法曹団県支部懇談会。地域経済・中小企業活性化研究会「安倍政権の新たな成長戦略と小規模企業振興基本法」。
- 07.25 神奈川労連・自由法曹団県支部昼食懇談会。
- 07.26~27 県民連絡会第31回夏季討論集会 基調報告「黒岩祐治による神奈川県政3年間の歩みと今後の課題について」県民連絡会事務局 神田敏史(神奈川県職労連)、記念講演「迫りくるこの国の恐怖と貧困—地域から憲法を生かし守ることの重要性—」講師岡田 尚弁護士(元横浜弁護士会副会長、現9条神奈川の会事務局長) 報告「県政研究プロジェクトの中間まとめ(案)について」報告者 梶田義熙氏(県政研究プロジェクト事務局・NPOかながわ総研) 特別報告①「女性センター・県民センター問題」報告者 新婦人神奈川県本部 泉水会長、②「公務員人件費の引き下げと県民生活への影響」報告者 鎌倉市職労 小原執行委員長、③「医療をめぐる課題」報告者 県社会保障推進協議会 鈴

木事務局次長。

07.27~29 全労連大会、岡本理事傍聴。

07.30 神奈川労連と研究者交流研究会。

「研究と資料」8月号発行の遅れをおわび申します

隔月誌「研究と資料」の8月号の発行が遅れましたことをおわびいたします。なお、10月号から正常化いたします。 「研究と資料」編集部